

八・九世紀の文芸活動と帰化人の問題 (一)

— 漢文芸極盛期将来の要因を探る —

目加田さくを

天平勝宝三年(西紀以下略七五一)冬十一月の序文をもつ懷風藻の

撰集事業は、天平宝字三年(七五九)の歌を含むことによりほぼ同

時期と想定される万葉集のそれと共に、我が八世紀における劃期的な文芸活動である。しかも、今日となつては、共に現存詩歌集中最

古の存在となつており、且又、後世に向つて、漢詩における懷風藻

が、凌雲集——弘仁五年(八一四)、文華秀麗集——弘仁九年(八

一八)、經国集——天長四年(八二七)、等の陸續と撰進される機

運を醸成した事、和歌における万葉集が、古今和歌集——延喜五年

(九〇五)、後撰和歌集——天曆五年(九五二)、拾遺和歌集——

寛弘二年(一〇〇五)一〇〇八)等以下八代集の撰進を促

したとほぼ同様の事情にあるとみて差支えあるまいと想われる。

さて万葉集が、十世紀に入るまで後続撰集を有しなかつたのに対

して、懷風藻は、九世紀前葉に、つづけ様に後続三集の撰進をみる

と言う、本邦文芸史上、所謂、漢文芸極盛期、裏をかえせば、国風

暗黒時代を招いたのであるが、それは何に起因するのであるか。

ここでは、八世紀より九世紀に及ぶ漢文芸隆昌の機運を支える要因の一半を、帰化人との関聯にあるとみて、此の方向より探つてゆこ

うとする次第である。

順序として、先ず、帰化人が本邦に渡来して来た状況の検討、移住後、彼等が果たした文化面での役割、時の朝廷の対帰化人政策、当時の日本人知識層の帰化人観、等を、年次を逐つて見て行く事とする。

(I)

先ず八世紀において、本邦の文化発展史と帰化人との関聯を、懷風藻の序文作者が、どの様に認識していたかをその序についてみてゆく事としよう。

はるかニキ
逖^ニ 聴^ニ 前修^ニ、^ニ 遐^ニ 觀^ニ 載籍^ニ、^ニ 襲山降蹕之世、^ニ 檀原建邦之

時、天造草創、人文未^レ作^ヲ

天孫が降臨し、神武天皇建国の時、人文は未だおこらず、即ち、日本固有の人文なるものは、未だ存在していなかつたという事実を、序文作者は、先賢——前修——、並びに当時の文献——載籍——によつて調査した結果認めているのである。

至ニ於神后征レ坎、品帝乘一レ乾、百濟入朝、啓ニ龍編於馬
廐一、高麗上表、凶ニ鳥冊於鳥文一。王仁始導ニ蒙於輕島一、辰
爾終敷ニ教於詛田一。遂使下俗、漸ニ洙泗之風一、人ニ趨中齊
魯之學上。逮ニ乎聖德太子一、設レ爵分レ官、肇制ニ礼義一。然
專崇ニ釈教一、未レ違ニ篇章一。

つまり、本邦における人文の拓けはじめは、神功皇后三韓征伐に
端緒を發した日韓交通の開始により、百濟が応神朝に入朝して良馬
二匹を献上し、学者を送り、高麗の上表文——鳥羽の文字——を帰
化人王辰爾が解読して名訳語（ヲサ）の盛名をさせ、招聘博士阿直
岐、王仁が輕島豊明宮において、菟道稚郎子皇子に典籍を教授し、は
じめて本邦人は孔子の学、文学、讖緯学に接し啓蒙されたところに
ある。その結果はいちはやく聖德太子の十七条の憲法、官位十二階
の制定として現われたが、太子は仏教に心酔したため、詩文の習熟
は天智帝をまたねばならなかつたと序文作者は言明するのである。

乃レ至ニ淡海先帝之受一命也、恢ニ開帝業、弘ニ闡皇猷一。
道格ニ乾坤一、功光ニ宇宙一。既而、以、為、調レ風化レ俗、
莫レ尙ニ於文一、潤レ徳光レ身、孰先ニ於学一。爰則、建ニ痒序一、
微ニ茂才一、定ニ五礼一、興ニ百度一。憲章法則、規模弘遠、曩
古以来、未レニ之有レ也。於レ是、三階平煥、四海殷昌、旒紘無
為、巖廊多レ暇。旋招ニ文学之士一、時開ニ置體之遊一。當ニ此
之際一、宸翰垂レ文、賢臣獻レ頌、彫章麗筆、非ニ唯百篇一。但

時經ニ乱離一、悉從ニ煨燼一。言念ニ煙滅一、輒懷ニ悼傷一。自レ茲
以降、詞人間出。龍潛王子、翔ニ雲鶴於風筆一、鳳翥天皇、泛ニ
月舟於霧渚一。神納言之悲ニ白鬢一、藤太政之詠ニ玄造一、騰ニ茂
実於前朝一、飛ニ英声於後代一。余以ニ薄官余閑一、遊ニ心文
囿一、閱ニ古人之遺跡一、想ニ風月之旧遊一。雖ニ音塵渺焉一、而
余翰斯在。撫ニ芳題一而遙憶、不レ覺ニ涙之泫然一。攀ニ綯藻一而
遐尋、惜ニ風声之空一墜一。遂乃收ニ魯壁之余蠹一、綜ニ秦灰之逸
文一。遠自ニ淡海一、云、暨ニ平都一、凡、一百二十篇、勒成ニ
一卷一。作者六十四人。

天智帝の朝に及んで、民風を調べ、民俗を教化するのは詩文、経
学による外なしとの確信から、大学を創設し、当時玄理、僧叟の両
博士、大学頭僧詠（何れも帰化人）をはじめ文学之士を招き、朝野
あげてこれを学んだため、詞人間出し、彫章麗筆、ただに百篇のみ
に非ずという文運の隆盛を来たした。爾来、その優秀なる作者を撰
んでも六十四人、金玉の詞篇も一百二十篇に及んだ。その間、政変
相つぎ、乱離を経て文芸的遺産も煙滅に類したが、その風はすたれ
ず、懷風藻撰集の大事業が成就したのであるといふのである。即
ち、八世紀の代表的文人、（淡海三船か、葛井広成か、又余人か未
詳であるが）序文作者の認識では、百濟より渡来の王仁を筆頭者
とする帰化人の知識層と、それにより啓蒙教育された本邦朝野の知
識人によつて、十七条憲法、官位十二階、等々の政治的、法制的、
文化財も、文芸的文化財——詩賦——も生み出されたのであつた。此処

で、和歌に関する言及がないのは、恐らく、万葉集の編纂事業が完成していなかつたか、少くともそれが、天下の重大関心事でなかつたか、大伴旅人はもとより、山田史御方、高向諸足、葛井広成、文武天皇、川島皇子、大津皇子、長屋王、山前王、境部王、藤原不比等等の万葉集の歌人達は、詩賦の上で、その盛名を有つており、公の席上での詩賦の地位が和歌のそれを圧していた為ではあるまいか。後代万葉集の声価の隆に懷風藻が隠されている観があるのは、実は当時は逆の状況であつたのではなからうか。公席で詩賦を詠ずる曲水の宴も慣例化し、詩賦を応詔_レ詠じて詠ずる機会も多く詠詩が、教養ある官吏、知識人のみならず正の文芸活動であり、和歌を詠ずる事は、いわば褻のそれ、業平が「略無才学。善作和歌」と記されている如く、文字に習熟しない者すら可能な文芸活動であるという劣等意識と、困風であるという親近感、表現の容易さをもつものであつたと想われる。万葉集の題詞、ことに左註において、作歌の事情を委細に縷述する場合、大伴宿禰家持と同池主との贈答詩歌尺牘等において、短簡なる事由の説明の中にも或は飾り、或は気負つた文人意識の表現、何処までも、表芸の詩、尺牘と、虚心坦懐に縷々心情をつづる和歌の、どこまでも褻の芸、であるのを知るのである。懷風藻の詩(現存一一七首)中、純粹私的な恋の詩はなく、待宴、從駕、応詔が三四首、讌集二三首——正二位長屋王邸での讌集が新羅客を迎えての多分に公的讌集であるのがよくその性格をもの語る様に——、これ亦公的遊覧一七首、算賀二、計七六首という公的な表芸なのである。

さて、八世紀中葉において、当時のいわば公的文芸、正統的文芸ともいべき漢詩集、懷風藻の序文作者が、本邦の人文は帰化人の

啓蒙教導にはじまる、と断定乃至認識している事を念頭において、記紀の記述にそいつつ、年次を逐つてみて行く事とする。

日韓の交通並びに文物、大陸人の渡来は、書紀記載による限り、(神功紀)仲哀九年(二〇〇)十月にはじまる。即ち新羅に上陸した日本軍は、收_三凶籍_一、封_三重宝府庫_一、新羅王波沙寐錦は微叱己知波珍干岐を人質とし、金銀彩色及綾羅縑絹を貢り八十艘船にのせて官軍に従わせ、「從_レ今以後。長与_二乾坤_一。伏為_二餉部_一。其不_レ乾_二船柁_一。而春秋獻_二馬梳及馬鞭_一復不_レ煩_二海遠_一。以每年貢_二男女之調_一。」非_三東日更出_レ西且除_一。阿利那礼河返以之逆流。及河石昇為_二星辰_一而殊闕_二春秋之朝_一。忍靡_二梳鞭之貢_一……」と誓言したところである。ところが、

神功紀五年(二〇五)春二月、新羅王は汗礼斯伐毛麻利叱智。富羅母智を遣して朝貢したが、本朝を欺瞞して先の人質微叱許智伐早を伴い還つたため、同行すべく派遣されていた葛城襲津彦は新羅使者三人を焚死させ、新羅に攻め入り船輔津より草羅城を抜いて謝罪させて帰国したが、是時彼が朝鮮半島より連れ帰つた俘虜等が住みついたので「今桑原。佐糜。高宮。忍海凡四邑漢人等始祖也」なのである。即ち、桑原、佐糜、高宮、忍海四邑にいち早く帰化人の村邑が出来たわけである。これが(二〇五年)と紀では記載しているのである。

応神七年(二七六)九月、高麗人、百濟人、任那人、新羅人等が来朝したので、朝廷は、武内宿禰に命じて領_二諸韓人等_一作_レ池、即ち、後の築城の場合百濟帰化人を用いた如く、この場合も、土木工事に経験をもつ朝鮮民衆多数の来朝帰化があつたとおもわれるのである。

同八年(二七七)にも「百濟人来朝」の記事があるが百濟記、(書紀所引)では、「……是以遣王子直支于天朝。以脩先王之好也」というだけである為、同行の者が帰化したか否か、判然としない。ところが十年代には遽しく来朝帰化が増加したのである。

十四年(二八三)春二月に百濟王貢縫衣二女。曰真毛津。是今来自衣縫之始祖也。という。又、是歳。弓月君自百濟来帰。因以奏之曰。臣領己国之人夫百二十梟。而帰化。然因新羅人之拒。皆留加羅国。爰遣葛城襲津彦。而召弓月之人夫於加羅。然經三年。而襲津彦不来焉。これはその翌々年、平群木菟宿禰を遣わし新羅を威嚇して、はじめて人夫をつれ来つたが、例えば襲津彦の半島留連のときが——百濟記に新羅の二美女を納れて新羅征討の勅命に背いた——、後に彼地において日韓の混血児一族の祖となる事をすでに我々は考慮に入れておくべきであろう。

十五年(二八四)秋八月。百濟王遣阿直岐。貢良馬二匹。即養於輕坂上廐。因以阿直岐令掌飼。故号具養馬之処。曰廐坂也。阿直岐亦能誦經典。即太子菟道稚郎子師焉。於是天皇問阿直岐曰。如勝汝博士亦有耶。对曰。有王仁者。是秀也。時遣上毛野君祖荒田別。巫別於百濟。仍徵王仁也。其阿直岐者は阿直岐史之始祖也。即ち、十五年には良馬二匹と共に經典に造詣ある阿直岐が来朝し、太子の指導に当つた。より優れた学者を下問されて、王仁の名をあげたため、二朝臣が、学者招聘に朝鮮に渡つたのである。かくて、漢土の古典たる經典が、朝鮮半島及びその民族を媒介として、二八四年日本国土の中心部に伝わり、公認下に教授される事となつたと紀は記述するのである。

十六年(二八五)春二月王仁来之。則太子菟道稚郎子師之。習諸典籍於王仁。莫不一通達。故所謂王仁者。是書首等之始祖也。

八月遣平群木菟宿禰。的戸田宿禰於加羅。仍授精兵一詔之。曰。襲津彦久不還。必由新羅人拒而滯之。汝等急往之擊新羅。披其道路。於是。木菟宿禰等進精兵二。于新羅之境。新羅王愕之服其罪。乃率弓月之人夫。与襲津彦共来焉。二十年(二八九)秋九月倭漢直祖阿知使主。其子都加使臣。並率己之党類十七梟。而来帰焉。即ち、この代表的漢学者王仁、阿知使臣は、經典教授の外朝廷の記録を掌る事となり、所謂史部は、後世、王仁と阿知使臣一門の子孫によつて殆んど占められるにいたつた。雄略紀二年十月「是月置史部」とあるはこれであつて、東西史部を代表者とする。上代日本文学史において柿村重松氏は彼等の居住地は、大和、河内であるが、史部任官後都城に住居を移したもので、神祇令に「東西文部」とあり、義解に「謂東漢文直、西漢文首也」、学令義解に「居在皇城左右、故曰東西也。」とある東漢文直(漢直、文直)は阿知使臣一門で、河内を居住地とし、西漢文首は王仁一門で大和に住居していたもの、これに矢張り帰化人「王孫王の後なる船史津史等」があり、「文事を職とする諸史中で最も古く且著名なるもの」東西文部の祖がこの時すでに来朝帰化しているのである。しかも、弓月君の人夫百二十梟、阿知使臣、都加使臣父子の率いた十七梟人にしても、多勢の帰化である。これが一地方に集団定住せしめられるとき、何等かの社会的運動乃至影響が現われるのは当然である。先ず漢土古典籍による教育——

代文学、倫理、哲学、法制—の大運動が起つてくるわけで、やがて私塾、国学、大学、私学の設置を将来するのである。次には技術、工芸、美術、音楽、演劇である。

三十一年新羅王聞之。豊然大驚。乃貢能匠者。是猪名部等之始祖也。

三十七年春二月、遣阿知使主。都加使主於吳。令求縫工女。爰阿知使主等。渡高麗国。欲達于吳。則至高麗。更不知道路。乞知道者於高麗。高麗王乃副久礼波。久礼志二人。為導者。由是得通吳。吳王於是与工女。兄媛。

弟媛。吳織。穴織。四婦女。

三十九年春二月。百濟直支王。遣其妹新齊都媛。以令仕。爰新齊都媛率二七婦女。而來歸焉。

四十一年春二月。天皇崩于明宮。是月。阿知使主等自吳至筑紫。時胸形大神乞工女等。故以兄媛一奉於胸形大神。是則今在筑紫国。御使君之祖也。既而率其三婦女。以至津国。及于武庫。而天皇崩之。不及即獻于大尊雛鷄。是女人等之後。今吳衣縫。蚊屋衣縫是也。

即ち、縫工女、能匠等技術関係者の帰化である。

(縫衣女工、織物女工?)

来目衣縫之祖……二女

御使君之祖……兄媛

吳衣縫之祖

蚊屋衣縫之祖

……弟媛 吳織 穴織

猪名部之祖……能匠

新羅

百濟

吳

ク

等、織工、縫工が来朝帰化した。しかも遂に半島を通じ支那大陸、つまり吳国から技術家が招聘されたのである。次いで注目される事は後宮に仕えたと思われる百濟の新齊都媛外七婦女の来朝である。つまり、半島人後宮入りの初見ではあるまいかと想われる。

仁徳十一年、新羅人朝貢。則勞二於是役。是役とは、堀江と茨田堤の工事の事で、これに使用された新羅人とは、先の武内宿禰が領三諸韓人等一作池の場合と同様に土木工事に経験ある者達ではあるまいか。

五十八年十月、吳国、高麗国並朝貢。帰化人の有無は不明である。履中紀になると仁徳帝崩後皇太子が未だ即位しない間に、住吉仲皇子が謀叛を起し、太子の家を困んだ。この時信じない(一説醉以不起)太子を、「三人扶太子令乘馬而逃之」というその三人は平群木兎宿禰と物部大前宿禰と共に帰化人の漢直祖阿知使主であつた。

允恭三年に新羅より良医を招いたが病已差也。天皇はこれを賞して帰した。

四十二年天皇崩。新羅王は驚愁之貢。上調船八十艘。及種種樂人八十一。是泊对馬而大哭。……自難波至于京。或哭泣。或歌舞。遂参会於宮。……

この種種樂人八十人は或歌舞とあるが、この際伎楽面などをも將來したものではあるまいか。歌舞演劇方面での啓蒙が行われたと思われる。

雄略二年百濟池津媛連天皇將幸。淫於石河楯。天皇大怒。

詔ニ大伴室屋大進一。使_二来日部一。張中夫婦四支於木上。置_二仮枝上_一。以_レ火焼死。百濟新撰云。己巳年。蓋鹵王立。天皇遣_二阿礼奴跪_一来。索_二女郎_一百濟莊_二飾幕尾_一。夫人女_一。曰_二適稽女_一。

進_二於天皇_一。五年夏四月。百濟加須利君_{蓋鹵王}飛_三聞池津媛之所_二燔殺_一。適稽女郎也。而籌議曰。昔貢_二女人_一為_二采女_一。而既無_レ礼。失_二我国名_一。自_レ今以後不_レ合_レ貢_レ女。乃告_二其弟軍君_一曰。

即ち、応神三十九年に新齊都媛が七人の侍女と共に帰化して以降、池津媛に及ぶ間、この二人並にその随員のみならず、百濟から女人を采女等に貢る風、朝廷から需めた事もあつたものと思われる。

七年任那国司吉備上道臣田狭が新羅に通じようとしたため、その子弟君等々を新羅追討に派遣する詔を出す際、君側に西漢才伎_{ニシノアヤノテヒト}歡因知利がいて、奏曰。「巧_二於奴_一者多在_二韓國_一。可_二召而使_一。と言つたので彼を弟君等に副えて百濟に赴かした。集_二聚百濟所_レ獻今来才伎於大嶋中_一した。弟君が妻に殺されたため天皇は日鷹吉土堅磐固安を遣わして復命せしめた。遂即安_二置倭国吾礪広津邑_一したが病死者衆というわけで大伴大連室屋に詔して東漢直掬_{ツカ}に命じて以_二新漢陶部_一高貴、鞍部堅貴、画部因斯羅我、錦部

定安那錦。訳語卯安那等、遷_二居于上桃原_一。下桃原。真神原三所_一。或本云。吉備臣弟君還_レ自_二百濟_一。獻_二漢手人部_一。衣縫部。害_二人部_一。九年小弓宿禰の喪に妻の采女大海が帰国し、大伴室屋大連に感謝して以_二韓奴室・兄鷹・弟鷹・御倉・小倉・針六口_一を大連に送

つた。これが吉備上道蚊島田邑家人部である。その七月河内国実。飛鳥戸部郡人田辺史伯孫女者。古市郡人書首加龍之妻也。という_{マダラウマ}駿と土馬と、とりかえられた河内国の話の主人公等、又史として住みついた帰化人の一門である。

十四年には身狭村主青等共_二吳国使_一。將_二吳所_レ獻手末才伎漢織。吳織及衣縫兄媛、弟媛等_一。泊_二於住吉津_一。是月。為_二吳客道_一通_二磯齒津路_一。名_二吳坂_一。三月命_二臣連_一迎_二吳使_一。即安_二置吳人於松隈野_一。因名_二吳原_一。以_二衣縫兄媛_一奉_二大三輪神_一。以_二弟媛_一為_二漢衣縫部也_一。漢織。吳織。衣縫。是飛鳥衣縫部。伊勢衣縫部之先也。陶器職、鞍作職、画工、織工、縫工等の工芸職人並に通訳が、韓國、吳国、つまり半島及び半島を経由して世界一流の文化を誇つていた漢土から来朝帰化し、定住する事となつたのは、素朴な工芸文化の水準にあつた本邦工芸史に革命をもたらしたが、それはただに工芸史上のみの事ではなかつたのである。

十五年秦民が分散したが天皇が秦造酒を「愛寵」したので詔聚_二秦民_一賜_二於酒公_一。公仍領_二聚百八十種勝部_一。奉_二獻庸調御調_一也。絹充_二織_一積朝廷_一。因賜_レ姓曰_二禹豆麻佐_一。十六年散_二遷秦民_一使_レ獻_二庸調_一。冬十月詔聚_二漢部_一定_二其伴造者_一。賜_レ姓曰_二直_一。賜_レ姓曰_二直_一。頭宗六年秋九月。遣_二日鷹吉士_一使_二下_二高麗_一召_二巧手者_一。是歲。日鷹吉土還_レ自_二高麗_一。獻_二工匠須流枳奴流枳等_一。今倭国山

辺郡額田邑_{カワラゴシゴマ}執皮高麗。是其後也。継体七年百濟は五経博士段楊爾を買つた。十年五経博士漢高安茂を買つて段楊爾に代えた。

欽明天皇は靈夢を信じ、山背国紀伊深草里よりめ覓いだした秦大津父を寵愛し即位後「拜二大藏省」^{マケクマフ}。元年二月百濟人己知部投化。置二倭国添上郡山村^{コチブ}。今山村己知部之先。同八月。高麗。百濟。新羅。任那。並遣レ使^{モノタテマツリ}。並修^{ミツキタマフ}貢^{ミツキタマフ}職。召二集秦人漢人等諸蕃投化者。安二置国郡。編二貫戶籍。秦人戶數惣七千五十三戶。以三大藏椽一為二秦伴造一。

秦人のみでも戸數七千五十三戸という大量の歸化人が大和を中心として諸国諸郡に安住せしめられ、戸籍に編貫された事は彼等の本邦定住の政治的しあげを意味するのである。職種も、学者、僧、大藏省官吏、書記官より、采女、諸工芸職に及ぶのである。

かたがた百濟においても、紀臣、物部連、許勢臣等本邦派遣の宰等官僚、武將が韓婦との間に設けた紀臣奈率彌麻沙、物部連奈率用紀(歌)多、物部奈率歌非、上部奈率物部鳥、許勢奈率歌麻、河内部阿斯比多の如き混血兒——
紀臣奈率者。蓋^シ紀臣聚^リ二韓婦^ヲ一所^ヲ生^シ。因留^ニ百濟^ニ為^リ二奈率^ニ者也。未^レ詳^ニ其父^ニ。他皆效^レ此也。

——があつて、殊に對日本外交の場合活躍していた。二年、四年、五年、七年、八年、九年、十三年、十四年、十五年と百濟日本間を奈率彌麻沙、同歌麻、同用紀多、同己連、同其悽、同歌非、同得文等は頻繁に往来しているのである。

十一年百濟王は高麗奴六口をおくり、(別に王人^{ミツカヒ}に一口)皆攻^ニ爾村^一又百濟遣^ニ中部奈率皮久斤、下部德灼于那等^一、狍虜十口を献つたのである。

かくて十三年(紀による限り)百濟聖明王は釈迦仏金銅像一軀、幡蓋若干、經論若干巻を本朝に贈つた。

十四年、六月遣^ニ内臣^一使^ニ於百濟^一……勅云。所^レ請軍者、隨^ニ王所^一須^レ。別勅^ニ医博士^一。易博士。七曆博士等^ニ宜^ニ依^レ番^一上^ニ下^一。令^ニ上^一件^ニ色^一人^ニ正^ニ当^ニ相^ニ代^ニ年月^一宜^ニ下^ニ付^ニ還^ニ使^ニ相^ニ代^ニ上^一。又卜書曆本種種^ニ藥物^一可^レ付^ニ送^ニ。先の五経博士来朝について今度は医薬、易、天文、卜筮關係の資料及び博士を求めているのである。この七月蘇我稻目大臣は勅を奉じて王辰爾を遣して船賦を數え録さしめた。よつて彼を船長となし姓を船史と賜わつた。これが「今船連之先也」。となるわけである。

十五年百濟は下部扞率將軍三貴、上部奈率物部^{カク}鳥^{カク}等を遣して救兵を乞うたがその際、德率東城子莫古をもつて前^{ツカヒ}番^{ツカヒ}奈率東城子言^{コム}に代え、五経博士王柳貴を固德馬丁安に代え、僧曇惠等九人を僧道深等七人に代えた。別に勅を奉じて易博士施德王道良、曆博士固德王保孫、医博士奈率王有悽陀、採藥師施德潘量豊、固德丁有陀、

樂人德三斤、季德己麻次、季德進奴、对德進陀を交替の為に貢つた。以上によると学者、殊に儒教の中心たる五経專攻の学者、易曆医博士、藥草研究家、演劇人等が永住のみでなく、一定期間出張教授の形式でもかなり頻繁に来朝していた事が分るのである。

十七年冬十月蘇我大臣稻目等を遣して、倭国高市郡に韓人大身狹屯倉^{ミヤケケ言^ニ韓人^一、高麗人小身狹屯倉を置き、紀国に海部屯倉を置かし}百濟人也。一本云。以三奴^ニ奴韓人^一。為^ニ大身狹屯倉^一。高麗人為^ニ小屯倉^一。この条で

身狹屯倉^ト。是^レ以^ニ三韓人^一、高麗人^一為^ニ二田部^一。故^レ因為^ニ屯倉^一之号^一也。と云う如く、歸化半島人をいわば結集屯田させて百濟

ブロック——大身狭屯倉——、高麗ブロック——小身狭屯倉——を作つたものと想われるのである。

廿三年大將軍紀男麻呂宿禰、ついで大伴狭手彦は高麗征伐に派遣されて勝をおさめ、以二七織帳一奉_ニ於天皇_一。以二甲二領。金筋刀二口。銅鏤鐘三口。五色幡_{ハタ}二竿。美女媛_{オムナ}也_{媛名}並其從女吾田子_{マカクチアタコ}。送_ニ於蘇我稻目宿禰大臣_一。於_レ是大臣遂納_ニ二女_一。以_レ為_レ妻居_ニ輕曲殿_一。即ち天皇、大臣に土産物を献上したが、その中に二人の半島婦人があり、これを大臣が妻とした。先に天皇の後宮に半島の婦人が入つたが、ここで大臣も妻妾の數に加えた事を注目しよう。仏教受容派の蘇我氏と帰化人との關係は、爾來姻戚關係により、血統の中に、歸化人の血がいりこむ事により一層緊密になつてゆくのである。この年、新羅使人が本土に帰らず歸化した。河内国_{サラ}更荒郡_{ウラ}鵜野邑の新羅人の先祖、及び攝津国三島郡_{ツブリヤヘ}埴廬新羅人之先祖達である。同廿六年に高麗人頭霧_{ツブリヤヘ}喇耶_{ヤヘ}等が筑紫に投化した。これを山背国に置いた。畝火、奈羅、山村の高麗人の先祖となつた、つまり、本邦の部落乃至集團という形で歸化人が増加してゆくのである。かくて、卅一年高麗使を迎接の役に遣わされたのは彼等歸化人、東_{ヤマトノアヤノ}漢氏直_{アラコ}糠兒、葛城直難波であり、東漢坂上直子麻呂、錦部首大石を守護として高麗使を相_{サハフクダチ}樂館に饗したのである。

敏達元年、高麗の表疏文を諸史が読解出来ず船史祖王辰爾がなし得たため、君側に侍する事となり、東_{ヤマトカフチノフビト}西諸史は勅勸を蒙つた。三年船史王辰爾弟牛に姓を賜うて津史とした。

六年十一月百濟王は大別王につけて経論若干卷、律師、禪師、比丘尼、咒禁師、造仏工、造寺工六人を獻じたが、これを難波の大別

王寺に安置せしめた。十三年九月百濟より鹿深臣が彌勒石像一軀、佐伯連仏像一軀をもつて來朝。蘇我馬子宿禰がその仏像二軀を請うけ修行者を四方に覓め、播磨国に僧の還俗者、高麗惠便をえ、これを師として歸化人司馬達等ノ女嶋(十一才)を度せしめ、又善信尼の弟子二人漢人夜善之女豊女と錦織壺之女石女という歸化人の女を度せしめた。受難時代における仏教と蘇我氏と歸化人の緊密なる關係はかくて一層深くなつてゆくのである。

崇峻元年百濟は仏舍利、僧聆照、律師令威、惠衆、惠宿、道嚴、令開等、寺匠_{タラミ}太良未、太文_{タモンケコシ}賈古子、鑑盤博士將徳白味淳、瓦博士麻奈父奴陽貴、文陵貴、文昔麻帝彌、画工白加を獻じた。三年には當_ニ學僧善信尼が歸朝したので尼大伴狭手彦連女善徳及び新羅媛善妙、狛夫人、百濟媛妙光、漢人善聰、善通、妙徳、法定、照善、智聰、善知恵、善光等を度した。歸化人鞍部司馬達等ノ子多須奈も同時に出家した。かく僧の歸化、歸化人の出家が仏教傳來以來続いたのである。五年、馬子が命じて天皇を弑せしめたのが東_{ヤマトノアヤノ}漢直_{アタヒコマ}駒_一或本云_一で、歸化人と蘇我氏の結びつきは、遂に蘇我氏腹心の徒東漢直_{アラコ}磐_{イハ}子也_也で、歸化人——を属せしめる、つまり、かくて政_一党の中に東漢直——歸化人——を属せしめる、つまり、かくて政争の渦中にまで彼等が躍るに至つたのである。

推古朝に及び、太子の師高麗僧惠慈、僧隆、雲聰が歸化。百濟僧慧聰來朝。太子は覺智博士に外典を學んだ。十一年百濟僧觀勒來朝。曆本、天文地理書、遁甲方術之書を將來した。是時書生三四人を選んで觀勒に學び習わしめた。陽胡史祖_{タマフル}玉陣_{マツル}習_ニ曆法_一、大友村主高德_{タカノリ}学_ニ天文遁甲_一、山背臣日並立学_ニ方術_一、皆学_ニ以成_レ業_一という事となつたが、その三人の中一人は確實に歸化人で、史等の大部分がそうであり、初期の當學生僧がそうである如く、歸化人が本邦人よりつと

に漢字に習熟していたため、彼らを選出される機会が多く、本邦人の進出は後れるのである。さて帰化僧は経論の外に外典、天文学、方術、美術工芸等をも我が幼稚な文化の広い領域にわたつて啓蒙教授していつたのである。その結果、太子の十七条憲法となり、三経義疏を生むにいたつた。黄書画師、山背画師を定め、十三年銅繡丈六佛像各一軀を始めて製作する事となり、翌十四年四月完成した。鞍作鳥が造仏之工で丈六銅像は元興寺に鎮せしめた。即日設齋、会集人衆あげて数うべからずという人出で、司馬達等は舍利を奉り、その子多須奈出家し、女は尼となり、鳥は造仏工の功を嘉せられて大仁の位を与えられた。十六年唐に遣した留學生は、倭漢直福因、奈羅訳語恵明、高向漢人玄理、新漢人大国、學門僧新漢人日文、南淵漢人請安（南淵先生）志賀漢人惠隱、漢人広齊等并八人という全員帰化人で、本邦人が未だ漢字に習熟しえず、帰化人が、すでにある程度これをなしたので選ばれたものと想われる。つまり半島出身の帰化人といえども、漢文学、仏典には十分の造詣はなかつたが、漢唐文化の橋渡しの地位で当初の大陸文化伝達の任を果したものとといえる。十七年百濟僧道欣、惠彌、為首一十人。俗人七十五人が呉国に行きえず漂着帰化した。この時の検問使は難浪吉士徳麻呂と船史龍一帰化人である。十八年高麗王貢二僧曇微、法定一、この曇微も亦、知三五経一、且つ能作二彩色及紙墨一、并造二碾磑一、盖造二碾磑一始三于是時一敷といふ博い知識と技能の持主であつたのである。新羅、任那の使人来朝の共食者は錦織首久僧、河内漢直費の帰化人である。当時外交關係者は殆んどその占めるところであつた。二十年に百濟人味摩之帰化して曰く、學于呉一得二伎楽舞一と。

則安二置椀并二而集三少年一令レ習二伎楽舞一、於レ是、真野首弟子、新漢齊文二人、習之伝二其舞一といふ如く、呉の伎楽舞を伝えた者も、弟子となつて習つた者も帰化人である。事、半島、呉といえば必ず帰化人がこれにあづかつて、文化の習得、伝承をやつてゐる。三十三年高麗王は僧惠灌を貢る、よつて僧正とした。

舒明四年學問僧靈雲、僧旻及び勝鳥養等が遣唐使犬上三田稻、唐使人高表仁に随行帰国、十一年大唐學問僧惠隱、惠雲が、十二年に大唐學問僧清安、學生高向漢人玄理が新羅より伝つて帰朝した。

皇極二年、百濟太子余豊、蜜蜂の房四枚を以て三輪山に放養したが蕃息しなかつた。中大兄皇子と中臣鎌子は周孔之教を南淵先生に學びつつ蘇我氏討誅を計つたのであつた。四年蘇我入鹿を誅した際、漢直等は、摠二聚眷属一、探レ甲持レ兵、助二大臣一設二軍陣一といふ徒党ぶりを發揮している。当時對百濟外交も亦帰化人のあざかる所であつた。

孝徳天皇は仏法を尊み、儒を好んだ。即位後大化元年沙門旻法師、高向史玄理を以て国博士とした。倭漢直比羅夫を尾張に遣して神に供える幣を課せしめた。沙門狛、大法師福亮、惠雲、常安、靈雲、惠至、寺僧旻、道登、惠隣を以て十師とし、別に惠妙を百濟寺の寺主とし天下の衆僧を教へ導かしめ、自二天皇一至三于伴造一所造之寺不レ能レ營者、朕皆助作と詔を發した。同年古人皇子の謀叛にも倭漢文直麻呂は徒党討伐の將も帰化人、かく政争にもしばしば帰化人は加担した。大化三年には高向博士黒麻呂を新羅に遣わして質を貢らしめた。四年博士高向玄理と釈僧旻とに詔して八省百官を置かしめた。五年二月遣大唐押使大錦上高向玄理、大使小錦下河辺臣麻呂、副使大山下薬師惠日……分乘二船、留連数月、取二新羅道一、泊三于

萃州一、遂到于京奉三觀天子一、という様に席あたたまるまもない外交官として、儒教學者として、行政官立法家として、文書記録、出納係として、仏徒として、學術、伎芸の指導者として等々歸化人の活動はめざましくなるばかりである。地方より白雉を献上する者があれば百濟君に問う、百濟君は曰く「後漢明帝永平十一年……」僧旻曰「此日休祥……」と故事をただすにも、又歸化人のグループが天皇の諸問機関となつてゐる。白雉元年に歸化人漢山口直大口が詔を奉じて千仏像を刻つた。又本朝始めての丈六續俠侍八部四十六像が一年から二年にかけて成つた。四年旻法師の死後彼の為に画工狛豎部子麻呂、鮒魚戸直等に命じて多く仏菩薩の像を造り川原寺に安置させた。同年学問僧として渡唐した道猷、道通、道光、惠施、賞勝、弁正、惠照、僧忍、知聰、道昭、定惠定惠内大臣長子也、安達守達中臣梁每連之子、道觀道觀春日粟田臣百濟之子、學生巨勢臣藥豐足臣之子、氷連老人老人真玉之子或本……、百二十一人……の中、歸化人と共に本邦人の子弟が漸く多くなつて来た事が注目されるのである。

齊明の六年百濟の佐平鬼室福信は唐の俘虜一百余人を献じた。今美濃国不破片栗二郡唐人等也——唐人も歸化する事となつた。七年九月、以三織冠一授三於百濟王子豐璋一。復以三多臣ゴモ蔣敷之妹一妻之メアハス焉。乃遣三大山下狭井連檳榔、小山下秦造田来津一、率三軍五千余一衛三送於本郷一。つまり、本邦人を半島百濟王の妻として送つたのである。ここで日本、百濟あい共に王室も、代表的政治家、將軍たる臣下も、他よりそれぞれあいめとつた事になつた。

天智二年、百濟滅亡し、日本船師及び佐平余自信、達率素貫……等日本に向つた。以後百濟人の亡命が日を逐うて多くなるのである。

三年百濟王善光王等を難波に居らしめた。四年神前郡百濟人に田を賜う。八月達率答炆春を遣して長門国に築城させ、達率憶礼福留、達率四比福夫を筑紫国に遣して大野及び椽二城を築かしめる等、亡命百濟歸化人の手により山城が次々に築かれる事となつた。五年、倭漢沙門知由が指南車を献上した。八年に佐平余自信、佐平鬼室集斯等、男女百余人を近江国蒲生郡に遷居させてゐる。十年冠位法度之事を天下に施行したが、その際歸化人關係は左の通り発令されたのである。

大錦下 佐平余自信

沙宅紹明法官大輔

小錦下 鬼室集斯學職頭

大山下 達率谷那晋首閑二兵 本質貴子閑二兵

憶礼福留閑二兵 答炆春初閑二兵 (麻田氏)

体日比子替波羅金羅金須解レ藥

鬼室集信解レ藥

小山上 達率徳頂上解レ藥 吉大尙解レ藥 (吉田氏)

許率母明二五 角福牟閑二於陰陽一

小山下 余の達率等五十余人

印は懷風藻により大友皇子と親交ありその賓客となつた事明瞭なる者。

右は相当の高位と言わねばならぬ。即ち、同三年に天皇命三天皇弟一、宣下増二換冠一倍二位階名一、及氏上民部家部等事上、其冠有二

二十六階」として、左の通り定めたのであるが、()印は帰化人でこれに任せられたものあるを示す)

大織 小織 大縫 小縫 大紫 小紫 大錦上 大錦中 大錦下
小錦上 小錦中 小錦下 大山上 大山中 大山下 小山上 小
山中 小山下 大乙上 大乙中 大乙下 小乙上 小乙中 小乙
下 大建 小建

十年(六七一)現在、大錦上、大錦下であつたものは、その正月に「大錦上蘇我赤兄臣与^ニ大錦下巨勢人臣^一、進^ニ於^レ殿前^一奏^ス賀^ス正事^ニ……大錦上中臣金連(命)宣^ル神事^ヲ、是日^ノ以^テ大友皇子^一拜^ス太政大臣^ニ、以^テ蘇我赤兄臣^一為^ス左大臣^ニ、以^テ中臣金連^一為^ス右大臣^ニ、以^テ蘇我果安臣、巨勢人臣、紀大人臣^一為^ス御史大夫^ニ。御史^ノ大納言^ノ」により、蘇我赤兄、巨勢人臣であるが、彼らは正月五日には左大臣、御史大夫に任ぜられているのである。孝徳五年(六五四)高向玄理は大錦上で遣唐押使、その下の遣唐大使は小錦下、副使は大山下であつた。蘇我赤兄は天智腹心の臣で同じく大錦上の中臣金連と左右大臣をしめたが、この左右大臣級の大錦上に帰化人高向玄理が任ぜられていたのであり、その下の大納言相当の御史大夫に大錦下の巨勢氏が任ぜられているが、この大錦下に、佐平余自信、沙宅紹明二人が任ぜられ、天武紀では龍田風神の祭祀に派遣されたのが小紫生濃王と小錦下佐伯連広足であるが、この小錦下を鬼室集斯が押した。他の達率等五十余人も共に小山下に任ぜられている。天武十年八月に詔^ス三韓諸人^一曰、先日^ニ復^ス十年調税^一既訖。且加以^テ帰化初年俱来之子孫。並課役、悉免焉。——調税課役の免除があつたのである。又、天武四年正月大学寮諸学生、陰陽寮、外寮寮、及舎衛女、

隨羅女、百濟王善先、新羅仕丁等捧^ニ藥及珍異等物^一進^ル事^モあつた。六年六月に東漢直等に詔して曰「汝等党族之、自^レ本犯^ニ七不可^一也。是以、從^ニ小墾田御世^一古^ニ至^ニ于^ニ近江朝^一智^天、常以^テ謀^ス汝等^一為^ス事。今当^ニ朕世^一、將^レ責^ス汝等不可之状^一。以、隨^レ犯^レ罪。然頓^レ不欲^レ絶^レ漢直之氏^一、故降^ニ大恩^一以^テ原^ス之。征^レ今以後、若有^ニ犯者^一、必入^ニ不赦之例^一、と特赦があつており、この年も大博士百濟人率丹に大山下位を授け封^ス三十戸^一。この様な帰化人に対する朝廷の優遇政策、温情主義的態度は、帰化後彼等が貢献した各界での活躍に対する、いわば反対給付なのであつて、例えば、遣唐押使として唐土に派遣中客死した高向玄理は学者(博士)であり、外交官であり、政治家——立法、行政面での——として四面六臂の活躍をした。百濟亡命の官民をはじめ三韓の帰化人は築城、治水、造寺、造仏、絵画、工芸、彫刻、医薬、兵法、法学、経学、宗教、経学、等々、殆んど凡ゆる文化面を拓いて行つたのである。二年に卒した大錦下百濟沙宅昭明の如き、「為^レ人聰明叡智。時称秀才、於是天皇驚之、贈^ニ外^一小紫位^一。重賜^ニ本國大佐平位^一。」となかなか好意をよせられているのである。十二年九月「凡^ニ三十八氏賜^レ姓曰^レ連^一」の三十八氏中、帰化人は、錦織造、纒造、川内漢直、大狛造、秦造、黄文造、文首、百濟造、刑部直、殿服部造の十氏を数え、十月「十四氏に賜^レ姓曰^レ連^一」では、船史、老伎史、阿直史の三氏、十三年正月「二氏賜^レ姓曰^レ連^一」では内藏衣縫造、が入つている。更にその十月には詔勅で「更改^ニ諸氏之族姓^一。作^ニ八色之姓^一。以混^ニ天下万姓^一。」といい、真人、朝臣、宿禰、忌寸、道師、臣、連、稻置、をたてたが、朝臣に波多臣、高向臣、角臣、林臣等が数えられている。

十四年正月には更に爵位の号を改め草壁皇子に淨広壹位を授け、以下臣下それぞれ爵位を増された。その二月に、大唐人、百濟人、高麗人、并百四十七人に爵位を賜っているのである。この十四年の爵位改変は、諸王己上の位十二階、諸臣の位四十八階であつたが、その授位に際して外国人が百四十七人の多きに及んで恩典に浴している事は、朱鳥元年六月に工匠、陰陽師、侍医、大唐学生及二の官人并三十四人に爵位を授け、選三諸司人等有功二十八人、増二加爵位」と共に余程の重視と言わねばならぬ。六月には十一氏に姓志寸を賜わつたが、その中に倭漢連、河内漢連、秦連が入つてゐる。九月「化来高麗人等賜祿各有差」、十月には百歳になる百濟僧常輝に三十戸を封じた。

朱鳥元年四月、侍医桑村主訶都に直広肆を授けた。同月新羅客等を饗せむ為に川原寺の伎楽を筑紫に運んだ。この時新羅使は細馬、騾、犬、鍔金器、金銀、霞錦、綾羅、虎豹、薬物併せて百余種、別に金智祥等は金銀、錦霞、綾羅、金器、屏風、鞍皮、絹布、薬物之類各六十余种を献上した。五月に侍医百濟人億仁が病んで死に臨むに及び勤大壹位を授け、一百戸を封じた。九月には大津皇子事件で小山下壹伎連博徳、新羅沙門行心等三十余人が連坐し、捕われたが「及長弁有才学一、尤愛三文筆一、詩賦之興自大津一始也」と紀すらも記す才学ある大津皇子に沙門行心や壹伎連博徳書なる私記を有していたインテリの博徳——帰化人——が一党であつた事、持統系の謀略に敗亡したが、「見者皆戲歎」という表現を、紀すらとらざるをえなかつたところに、又、行心、後又博徳も持統朝廷が「所註誤。……壹伎連博徳……」

子大津已滅。従者当レ坐三皇子大津一者皆赦之」と、持統帝としては皇位をゆずりたくないから死を賜つた大津皇子にあざむかれた人の好い博徳、行心以下は大赦してやる、という口実を設けてまで、帰化人らを惜しんで処罰しえなかつたところに、彼ら一党が如何に才学を以て当時天下を圧していたか、有用の人材であつたかを察知する事が出来るのである。この十二月に「筑紫太宰献三三国高麗百濟新羅百姓男女、并僧尼六十二人」してゐる。

持統元年三月、投化の高麗人五十六人を常陸国に居らしめ賦田受稟使安ニ生業一、又新羅人十四人を下毛野国に居らしめ賦田受稟、使安ニ生業一、又夏四日太宰献ニ投化新羅僧尼及百姓男女二十二人一、居于武藏国一、賦田受稟、使安ニ生業一という風に投化の帰化人が相つぐがこれを受け入れるにあつて相当優遇してゐるのである。

三年撰善言司を拜した施基皇子以下七人の中帰化人調忌寸老人が入つてゐる。

四年二月、新羅人の沙門詮吉、級食北助知等五十人が帰化した。同月帰化新羅韓奈未許満等十二人を以つて武藏国に居住せしめた。同五月百濟の男女二十一人が帰化した。

五年正月元旦、嘉例により諸王、諸臣、内親王、女王、内命婦等に位を賜わつたが、七日には、わざわざ正広肆百濟王余禪広、直大肆遠宝良虞、与二南典一、優渥なる沙汰をそれぞれ差等をつけて賜わつたのである。更に穂積皇子、川島皇子等と共に、正広肆百濟禪広に百戸（前に通じて二百戸）の増封があつた。又、「詔曰、直広肆筑紫史益、拜ニ筑紫太宰府、典一以来。於今二十九年矣。

以二清白忠誠一不二敢忘情一。是故賜二食封五十戸、緇十五匹、縣二十五屯、布五十端、稻五千束一又その二月、「賜二大学博士上村主百濟大税一千束一、以レ勸ニ其學業一也」と帰化人の学者、典を賞しているのは、矢張り彼等の職掌が特殊なものであり、本邦人がその容易に替わりうる底のものではなく、彼等が果しつゝあつた役割の重大さを察知せしめるのである。とは「帝記及び上古諸事」を記定すべく詔勅が発せられ、川島皇子等命をうけてより十年、(天武十年682-691)未だ功成らず、朝廷は恐らくその資料にすべく、八月に十八氏に向つて其祖等の纂記を上進せしめて底の遅々たる段階にあつたのである。換言すれば、当時本邦朝野の才学のレベルが猶低く、編述、記定、撰録などという文字文章を駆使して一篇の書を成す事は本邦人にとつて余程の難事業であつたために、本邦人のみの手によつて記録された資料に乏しく、又これを基底として巧に構成する才も低かつたのである。五月には百濟の淳武微子が壬申の乱で天武方の為に働いた功により直大参と、依つて、緇布を賜つた。ここでも帰化人の政争参加のケースをみるのである。九月には音博士大唐統守言、薩弘格、書博士百濟末士善信に銀を人毎に二十両賜つた。十二月医博士務大参徳自珍、呪禁博士木素丁武、沙宅万首に銀を人毎に二十両を賜つた。

六年十月山田史御形に務広肆を授けた。御形は前に沙門となつて新羅に学問の爲に学していた人間である。

七年正月に、正広参を以つて百濟王善光に賜い併せて賻物を賜つた。是日に漢人等が踏歌を奏した。

八年正月、漢人奏二踏踏歌一

九年務広式文忌寸博勢、進広参下訳語諸田等を多禰に派遣した。又直大肆を以つて文忌寸赤鷹等に贈つた。遣新羅使直広肆小野朝臣毛野、務大式伊吉連博徳等に物を賜つた。博徳はすでに任官し、遣新羅使という重責をもつて外交官として活動しているのである。

十年正月、直大肆を以つて百濟王南典に授けた。直広肆を以つて大狛連百枝に贈り併せて賻物を賜つた。

以上にしばしばみりけられたところであるが、大唐某、百濟王某と名乗り、大唐人、百濟王族が延年逗留している如き印象をすら与える場合もあるのである。それは学者学僧が交替で渡日した遺風も残存しているが、むしろあくまでも大陸風の姓名で通し、その出自を誇る。即ちこの時代までは大陸人たる意識、帰化人の誇高き時代と言えるのである。ところが次第に帰化人たる事を憚り、本邦人と混じり度い欲求をもつて改姓を願ひ出る者が続出してくるのである。

続記によれば、文武二年正月「京職言・林坊新羅女牟久売、一産三男二女一事があつたが、朝廷は、これにも矢張り緇五疋、綿五屯、布反、稻五百束、乳母一人を賜つた。同月、その勤公を賞して、内葉官桑原加都に直広肆を授け姓連を賜つた。五月には、坂上忌寸老が壬申の軍役に不レ願ニ一生一赴ニ社稷之急一、出ニ於万死一、冒ニ国家之難一であつたが、頭秩を加えざる中に奄爾として隕殖してしまつた往魂を寵して冥路を慰めん為に直広壹及び物を賜うた。壬申の乱、つまり政争に巻きこまれて活躍した帰化人がかなりあつた事を思わせる次第である。

四年三月物化した高僧道照和尚も亦、帰化人である。和尚河内国丹比郡人也。俗姓船連。父恵釈少錦下。と記している。彼は孝徳天

皇白雉四年入唐し、彼の印度まで仏跡探訪の大旅行を敢行して帰国した玄奘三藏に師事して三藏に甚だしく愛されて、彼の有名な西域より将来の鑑子を贈られ、三藏の指導により禅を伝えたが、又三藏以二所持舍利經論一を咸授けたため、これを伝来し、元興寺の東南隅に禅院をたてた。彼の死後平城右京禅院に收められた藏書は、多有二經論一。書迹楷好不_二錯誤_一と賞讃されたのである。天下行_レ業之徒、從_二和尙_一學_レ禪焉、と同時に、彼は後に天下を周遊するや、路傍に井を穿ち、諸津_{ツツタリ}濟に船を儲け橋を造つた。山背国宇治橋は和尙の創造する所のものである。つまり、当時日本第一流の宗家であり、文化百般にわたつての啓蒙家であり、実践家でもあつたのが、これも亦帰化人であつたといふ事になるのである。

同四年（七〇〇）六月、大宝律令の撰定を十七氏に命じた。その中左の七氏は帰化人である。

直広肆伊岐連博得

務大壺白猪大骨

追大壺黄文連備

田辺史百枝

山口伊美伎大麻呂

進大式田辺史首名

直広肆調伊美伎老人

持統三年の撰善言司の場合に比し、帰化人が圧倒的に多いのである。これには本邦人にも伊余部馬養—漢文小説作家—もいるが、伊伎連博徳書をもつ博徳、懐風藻の作家たる調老人、田辺百枝、黄文備等の力を借りずにはなしえないことを知悉していたからに外な

らないのである。八月僧通徳、惠俊に勅して還俗せしめ、姓を賜うた。通徳には姓陽侯史、名は久爾曾とし勤広肆を授けた。惠俊には姓吉、名宜_{キシ、ハヨロン}と授け、務広肆に任せられ、その芸を用いたい為であつた。この時期になると段々と即ち大陸系氏名より本邦人氏名に変えて来はじめたのである。

大宝元年遣唐使派遣にさいし、その一行中、大祿として進大參錦部連道鷹、小祿として進大肆白猪史何麻苗の二帰化人が交じつてゐる。二月丁巳釈奠をはじめて行つた。その丙寅に民官の戸籍を勘ふる史等を任じた。これにも恐らく帰化人が入つていたと思われるが名を載せていない。又七月壬申の功臣に食封を賜うたが、その中に、書直知徳、書直尼鷹、黄文造大伴等に一百戸を賜わつた。八月、遣下二三品刑部親王、正三位藤原朝臣不比等、從四位下下毛野朝臣古麻呂、從五位下伊吉連博徳、伊余部連馬養一等撰制定律令上。於_レ是始成。大略以_二淨御原朝廷_一為_二准正_一。仍賜_レ祿有_レ差、の記事により、大宝律令撰定の功が成つたのをしるのである。ところがその八月、詔贈_二從五位下調忌寸老人正五位_一。以_レ預_レ撰_二律令_一也と特に老人が昇位せしめられている。これは彼の實際の功績をうかがわしめるに足ると想像される。

二年四月從七位奏忌寸広庭が杜谷樹入尋梓根を献じたので朝廷は使を派遣して伊勢太神宮に奉せしめた。十二月に大祿を廢したが、但_{ヤマトカフチノフヒトベノハラヒスルコト}東_東西_西文_文部_部解_解除_除如_如常_常で、歳末に東西文部が例年朝廷の解除に奉仕していた事をするのである。

三年二月に從四位下毛野朝臣古麻呂等四人、預_レ定_二律令_一、宜_レ議_二功賞_一との詔勅が出て、古麻呂及び從五位下伊吉博徳に賜_二田十

町封五十戸一、贈正五位上調忌寸老人之男に田十町封百戸、從五位下伊余部連馬養之男に田六町封百戸下賜の沙汰があつた。この詔勅によつて考えてみるに、大宝律令の實際の撰定者は、下毛野古麻呂、伊吉博徳、調忌寸老人、伊余部馬養の四人であつたのではあるまいか。同二月に從七位下茨田足馬、衣縫造孔子に連姓を賜わつた。七月に「籍帳之設、国家大信、逐時變更詐偽必起、宜下以庚午年(天智九年)籍一為レ定更無中改易上」という詔勅を出しているのは、近來、籍帳の「變更」が行われて、これが目に余る程にたぢいたつた事を意味するもので、これと呼応するかの様に帰化人に姓の下賜が行われているのである。これは又、前年九月に「甲子年(天智帝三年)定二氏上二時、不三所レ載氏一令レ被レ賜レ姓者、自二伊美君一以上、並悉令レ申メヨサ」と詔勅を發している事と無關係ではない。民間において氏が姓が乱れた、とは、由緒ありげな氏姓を他氏のもの好んで名乗るうとする傾向があつたものであらうと想われる。これと符節を合するかの様に帰化人も前代の大陸の出自を誇示する如き氏姓をさける傾向に向つてきて、しきりと姓を賜わり、次いで氏名をすらし和風に変改するにいたるのであつて、果ては新撰姓氏録を生むにいたるのである。右は帰化人をこめて当時の民間における氏姓混交の傾向を正そうとする詔勅とみなされるのである。

同年六月には大石王を為三河内守一、以下、五名の地方官を任命したが、その一人に帰化人を發令している。即ち、正五位下黄文連大伴為三山背守一である。

慶雲元年正月、正六位上文忌寸釈迦、從六位下秦忌寸百足、上村

主大石、王敬受、正六位上合忌寸八嶋等に、並に從五位下を授けてゐる。ここ近年、帰化人への叙位任官がしばしばである。それをしばらくみてゆく事としよう。又、二月、從五位上村主百済に改めて阿刀連を賜わつた。即ち、今迄は姓を賜わつたものが、今後は氏姓を賜ふることとなり氏の変改現象も亦顯著に出て來るのである。二年十二月正六位上坂上忌寸忍熊、船連秦勝に從五位下を授けた。四年正月、學士を優遇する意で、正六位下山田史御方に布鍬塩穀を賜わつた。從八位下伊吉連古麻呂等に純綿布鍬并穀を下賜した。之は使を絶域に奉ずるを以つて——遣唐使として三月歸朝した功を嘉したものである。六月天皇崩御に際して從五位下黄文連本実等を殯宮の係りとした。十月、從四位下文忌寸禰麻呂卒にさいして勅使を派し正四位上並に純布を贈つた。壬申の乱の功に依つてである。ここにも政争の渦にまきこまれた帰化人がいるわけである。

和銅元年正月、正六位上阿刀宿禰智徳、高莊子、買文会、無位金上无に從五位下を授けた。三月、從四位下百済王南典を備前守と爲した。二年正月、正六位上調連淡海等に從五位下を授けた。

三年正月正六位上黄文連益、田辺史比良夫、刀利康嗣、正六位下山田史御方等に從五位下を授けた。四月從五位下山田史方御を周防守に任じた。九月黄文連大伴卒。壬申の功により正四位下追贈し、弔賻せしめた。四年三月正六位上民忌寸袁志比、黄文連備に從五位下、六月、挑文師を諸国に遣して始めて錦綾を織る事を教習せしめた。七月、山背国相楽郡狛部宿禰奈売が一産三男一嘉賞されてゐる。

さて注目すべきは、十二月に從五位下狛朝臣秋鷹が、本姓は阿倍

也。但當三石村池辺宮御宇聖朝一。秋麻呂二世祖比等古臣使二高麗国一。因郡号レ狗。実非三真姓一。請復二本姓一。と申したてて許可されてゐる事実である。これは秋鷹の申したてを信じて——つまり帰化人でないというたてまえにおいてすら——「二世祖」の時代（用明朝）には狗朝臣を称して憚らなかつた。即ち、貴族の子女に韓子、韓媛、百濟、狗等々の名をすらすらつけてハイカラぶつていた時代であつたから、むしろ誇りをすら感じていた事が、時代が下るにつれて反省的となり、百濟滅亡をめぐる朝鮮半島出兵によつて、国威にいささかの自信を持ち出してきたところへ、前述の如く百濟の亡命者相次ぎ、半島内乱による帰化人が増加するにつれ、本邦人の自意識が抬頭してきて、秋鷹の時代（元明朝）に到つては、堪えがたい不快感となつた事を意味するのである。これに呼応して、帰化人が争つて本邦人とまぎらわしい氏姓を願ひ出る事となるのである。

六年正月正六位上大藏忌寸老。錦部連道麻呂。伊吉連古麻呂に従五位下を授げた。四月には調連淡海に従五位上を、六月に又右京人支半于刀。河内国志紀郡人刀母離余觀色奈兩人に並染三作量綱色一而献之。というわけで、その勞を嘉して、兩人に授二従八位下一、並賜三純十足絲四十紵。端。塩十籠。穀一百斛一うた。

七年正月には従五位上船連甚勝が正五位下、閏二月大目従八位上山口忌寸兄人等は位階を進められた。

靈龜元年正月、百濟王南典等に、従四位上、正五位下百濟王良虞に正五位上、従五位下台忌寸少麻呂等に従五位上を賜つた。六月、尾張国人外従八位上席田君^{シノコ}通君、及び新羅人七十四家を美濃国に貫して始めて席田郡を建てた。同月授刀の舍人狗造千金に改めて大狗連を賜わつた。

二年四月壬申の年の功臣十人中、帰化人としては五人、即ち贈大錦下坂上直熊毛が息正六位下宗大、贈大錦下文直成覚が息従七位上古麻呂、贈直大老文忌寸知徳が息従七位上塩麻呂、贈正四位上文忌寸禰麻呂が息正七位下馬養、贈正四位下黄文大連伴が息従七位上糴麻呂等が田を賜わつた、何れも父の功によつてその子息が田を下賜されたのであつて、帰化人がその半数迄も占めてゐるのである。又同月、正五位下船連秦勝を出雲守に任用してゐる。以上一般的に帰化人優遇の状況がわかるのであるが、前述、しばしば帰化人が壬申年、功により、加階加封されている記事が散見する事実と相俟つて、帰化人一党が相当壬申の乱に活躍してゐた事を察知しうるのである。それは帝位争奪の政変に活躍したのであるから、彼等が朝廷に、何れの側にしろ君側に極めて接近した立場にあつて職を奉じていた事、しかも枢要の位官にあつて、朝廷の内部にも相当強い勢力をはつてゐた事を意味するものである。ところが、この五月、駿河、甲斐、相模、上総、下総、常陸、下野七国の高麗人千七百九十九人を武藏国に遷し、高麗郡を置いた。ここで考うべきは、朝廷の政務にあらずかり、皇位争奪戦争に加担し、外交使節として檜舞台に立ち、或は宗教を興し、民衆を教化救済する高僧、社会事業家、博士といつた、いわば第一流の指導者、政治家階層——第一の階層——として活躍した人々の外に存する帰化人の階層——第二の階層——の存在である。それは群団をなして、いわば入植定住し、準本邦人となつて繁殖して来るのであつて、その身についた何がしかの本邦人よりは高い技能教養——^{すえつくり}陶部、^{えかき}鞍部、^{えかき}画部、飾部、縫工——を殆んど全国にわたつて、本邦民衆の階層間に浸透させていつた地味な功

勞をもつ階層なのである。縷々見て来た様に、欽明朝に秦人の戸数はすでに七千五十三戸を数えた。京都を中心に大和、河内、山背、難波、近江、播磨、吉備、常陸、駿河、甲斐、相模、武藏、上総、下総、下野、筑紫、紀伊、伊勢、丹波等々の諸国に住みつき、子孫が又分布して行つたのである。常陸に高麗人五十六人、新羅人十四人、五十人を下毛野に、新羅人二十二人を下毛野へと一群団としてすみつかせ、例えば、大和の呉坂、呉原、檜隈部は呉人、添上郡山村に百濟人、高市郡は韓人、(大身狭——百濟人、小身狭——高麗人) 桑原、佐藤、高宮、忍海の漢人(新羅人)、山背国の高麗人、又、河内文直、大和文首と称される程、今又東国七ヶ国の高麗人千七百九十九人を武藏国に移し高麗郡と名づけられた程、大量の群団をなして定着させたが、その身に技能をわきまえながら、僧形で或は地方民衆の為に住みついてきたものが、しばしば召し出され、還俗させられその身の一芸をもつて職掌を与えられている。例えば、山田史御方、(新羅学問僧)は文筆をもつて、政治家となる。持統六年務広肆を拜す。同七年に高麗僧福嘉、文武四年に僧通徳、惠後をそれぞれ陽胡史久爾曾(勤広肆を授く)、吉宜とし(務広肆を授く)た、為用ニ其芸ニである。大宝元年三月に僧円紀を春日倉首に追大壺に任じているから、文筆をもつて官吏に登用したものであろう。同年八月に僧惠耀、信成、東樓を録兄麻呂(陰陽道)、高金藏、王中文(陰陽道)と本姓に、大宝三年僧隆親を金財(頗涉二芸術ニ。兼知二算曆ニ)と、和銅七年に沙門義法を大津連意毘登(占術を用いんが為)という風に還俗させ登用した如きである。

養老元年(七一七)正月、正五位上百濟王良虞に従四位下を授

け、十月加封の沙汰があつた。正六位上大藏忌寸国足、従六位上朝来直賀須夜に従五位下を授けた。十一月、百濟高麗二国の士卒が本国滅亡の乱に遭い聖化に投じた。朝廷は其の絶国域(百濟は六六三、高麗は六六八滅亡)を憐んで給復終身しめたのである。

二年正月還俗の王仲文に従五位下を授けた。三年五月無位二人部此人等二人には文忌寸の姓を、従五位下板持史内麻呂等十九人には連の姓を賜わつた。八月には遣新羅使白猪広成等が拜辞した。

四年正月に従五位下民忌寸于志比、山田史三方を従五位上に、(正六位上高向朝臣人足)を従五位下に任じた。二月大隅国守陽侯史麻呂を隼人が反して殺した。五月には白猪史の氏を改めて葛井連の姓を賜わつた。六月文部黒麻呂等十一人に文忌寸の姓を賜わつた。(何故神別の文部に文忌寸を賜つたか理由不明、或は母系帰化人か)河内国若江郡の正八位河内手人、刀子作広麻呂に改めて下村主の姓を賜い雑戸の号を免じた。同月に、漆部司令史従八位上文部路忌寸石勝と直丁秦犬麻呂は司の漆を盗んだため流罪に断せられた。

五年正月従五位下吳肅胡明に従五位上を授けた。従五位上山田史三方、船連大魚、山口忌寸田主、正七位上刀利宣令等十六人に詔して退朝之後令侍ニ東宮ニ、つまり、皇太子の補導役として当時の代表的な文筆家として選ばれた人物中帰化人が四人を占めているのである。又詔曰文人武士、国家所重、医卜方術、古今斯崇、宜内擢下於百僚之内、優遊学業、堪為師範者上、特加二賞賜一、勸励後生也、因賜三明經第一博士……第二博士正七位上背奈公行文、調忌寸古麻呂……文章従五位上山田史御方……には各絶十

五疋、糸十五紵、布三十端、鍬二十口、竿術正六位上山口忌寸田主、陰陽從五位上大津連首、從五位下王仲文、正六位上志我閉連阿彌陀、醫術從五位上吉宜、從五位下吳肅胡明、從六位下養朝元、太羊甲許母、正六位下賈受君……に各繩十疋、糸十紵、布二十端、鍬二十口、和琴師正七位下忌寸広田各繩六疋、糸六紵、布十端、鍬十口を賜わつた。これは、諸学、諸芸奨励の詔勅と、それに基づき生活の資となる現物給与であるが、この時恩賜にあづかつた人員三十九人中、歸化人は十三人以上（歸化人か本邦人か判別不明を除く）を占めているのである。彼等三十八人は当代一流の諸学者、諸芸人であると思われが、果せるかな、文筆においては、懐風藻の詩人たる調忌寸老人、背奈行文（明經第二博士）が名を列ねている。五月に百済の沙門道藏が齡八十を逾えたので詔勅により、所司は四時物を施すべく、純五疋、綿十屯、布三十端が贈られた。同年從四位上百済王南典を播磨按察使とした。

六年二月、矢集宿禰以下從六位下陽胡史真身に四町、大倭忌寸小東人、塩屋連、正八位下百濟人成に四町を賜うた。始以下撰二律令一功上也という。さては矢集宿禰以下の五人も亦律令撰定上實際の功勞者であつた事を知ると共に、その中、少くとも二人（何れか不明を除く）の歸化人が關係して撰定した事を知るのである。

三月伊賀国金作部東人、伊勢国金作部牟良、忍漢人安得、近江国飽波漢人伊太須、韓鍛冶百島、忍海部太須、丹波国韓鍛冶首法麻呂、播磨国忍海漢人麻呂、韓鍛冶百依、紀伊国韓鍛冶杭田、鑑作名床等合七十一戸、雖三姓涉二雜工、而尋二要素本源、元来不レ預二雜戸

之色一、因除三其号一、並從二八戸一……これによつて逆に考える事が許されるならば雜工を名乗つた祖等が、諸国に所謂韓鍛冶が住みついていた事が察知されるのである。同四月周防国前守從五位上山田史御方が学識の為に地方官在職中の犯罪を許された。同月、王元中が始めて飛舟を製作して献上した。天皇嘉歎して從五位下を賜うた。七年正月、從四位上百済王南典に正四位下、從五位上調連淡海には正五位上、正六位下船連大魚、志加閉連阿彌陀、高金藏には並に從五位下を授けた。

神龜元年二月從五位下大藏忌寸老には從五位上を、從八位下錦部安麻呂、外正八位上史部虫麻呂並外從五位下を授けた。

五月辛未。從五位上薩妙觀賜二姓河上忌寸。從七位下王吉勝新城連。正八位上高正勝 三笠連。從八位上高益信 男掾連。從五位上吉宜。從五位下吉智首。並吉田連。從五位下能兄麻呂 林連。正六位下賈受君 神前連。正六位下葉浪河内 高丘連。正七位上四比忠勇 椎野連。正七位上荊軌武 香山連。從六位上金宅良。金元吉。並国看連。正七位下高昌武 殖槻連。從七位上王多宝 蓋山連。勲十二等高祿徳 清原連。无位狛祁乎理和久 古衆連。從五位下吳肅胡明 御立連。正六位上物部用善 物部射園連。正六位上久米奈保麻呂 久米連。正六位下寶難大足 長丘連。正六位下脚巨茂 城上連。從六位下谷那庚受 難波連。正八位上答本陽春 麻田連。

今迄位階昇進の記録にすぎなかつたものが、この時代になり急に

歸化人二十四氏に本邦人らしい新姓を下賜された。即ち、今迄は連、宿禰、忌寸、等といった姓のみを下賜されたのであるが、それはいわば家柄の昇格にすぎなかつたのである。それが一時に、しかも大量、本邦人にまがり如き氏姓、清原、麻田、難波等々の新姓を賜わつた事は、一見歸化人らしい金、王、高、等々といった姓をいとい、本邦人と同じ姓をねがう欲求が彼等にあつたからの下賜であつて、歸化人の矜持が、劣等意識に変移していつてゐる事実を意味するものと言わねばなるまいと思ふのである。

二年丁巳。和徳史龍麻呂等三十八人。賜姓大泉史。秋七月丙戌。河内国丹比郡人正八位下川原原人子虫等四十六人。賜河原史姓。

その後も昇任の事例は三年春正月、正六位……秦忌寸足国、葛井連毛人……並從五位下……等々年々多い。

天平二年三月、太政官奏備……但見諸博士。年齒衰老。若不教授。恐致絶業。望仰吉田連宜。大津連首。御立連清道。難波連吉成。山口忌寸田主……等七人。各取弟子。將令習業。其時服食料亦准二大学生。其生徒陰陽醫術各三人。禰曆各二人。又諸蕃異域。風俗不同。若無詠語。難以通事。仍仰粟田朝臣馬養……陽胡史真身。秦朝元。文元貞等五人。各取弟子二人。令習漢語者。詔並許之。つまり一種の奨学生制度であり、その師には歸化人が多い事、漢語習得の難が、未だにその業の大成に壁をなしている事をするのである。これに次いで三年雅楽寮の定員を定めた。大唐樂三十九人、百濟樂二十六人、高麗樂八人、新羅樂

四人、度羅樂六十二人、諸舞八人、筑紫舞二十人、其大唐ノ樂生は不レ言ニ夏蕃一。取下堪二教習一者上。百濟、高麗、新羅等樂生、並取三當番堪レ樂者……の際にも言える事であつて、當番堪レ學者を採用するといわざるをえない、つまりそれ程、百濟、新羅、高麗、オリジンの、つまりそのままの姿の用語、科白で伝わつてゐる事を物語つてゐるのである。

五年六月、武藏国埼玉郡新羅人徳師等男女五十三人依レ請為一金姓。

六年三月、散位從四位下百濟王遠宝卒。

八年七月、入唐副使從五位上中臣名代等。率唐人三人波斯一人一拜朝。冬十月施唐僧道璿。波羅門僧菩提等時服。……唐人皇

甫東朝、波斯人李密醫等授位有差。

十一年正月（无位陽胡女王……並從四位下（どうもこの陽胡女王の母系に陽胡氏の女はあるまいかと疑う）

十二年三月百濟王等が風俗樂を奏した。從五位下百濟王慈敬に從五位上、正六位上百濟王全福に從五位下を授けた。十月広嗣の乱で軍兵をおこした際、徵二発騎兵、東西史部、奏忌寸等惣四百人……といふ、一朝有事の際に役立つ朝廷方の腹臣となつてゐるのである。

十三年、從五位下百濟王孝忠を遠江守、外從五位下陽侯史真身を但馬守、從五位上百濟王慈敬を宮内大輔に任じた。散位外從五位下高岳連河内、主税頭外從五位下文忌寸黒麻呂等をして京都の百姓に宅地を班給せしめた。十二月、外從五位下秦前大魚を参河守とした。

十六年二月天皇は安曇の江に幸して松林を遊覧した。その際亦、百済王等が百済楽を奏した。よつて詔して无位百済王女天に從四位下を從五位上百済王慈敬、從五位下孝忠、金福に並に正五位下を授けられている。この辺よりどうも百済と朝廷の關係が密接になつてくるのである。

十七年正月、難福子、田辺史高額を外從五位下、黄文連許志を外正五位下に任じた。又行基法師を大僧正とした。五月、筑前、筑後、豊前、豊後、肥前、肥後、日田七国無姓人等賜三所願姓一、こゝうなると、由緒の混乱はさけられないのである。九月、正五位下百済王全福を尾張守、從五位下田辺史高額を参河守となした。

十八年、從五位下百済王教福を上総守とした。以下地方官任命も多くなつていくのである。行基大僧正は日本国現報善惡靈異記（中巻七）によれば、俗姓越史、越後国頸城郡人であり、母は和泉国大鳥郡人、蜂田薬師——（姓氏録云、吳王孫權王之後也）、という帰化人の子孫である。四百人の出家を施し、靈異神驗触類而多く、時人行基菩薩と号した。当止之処皆道場を建立し、畿内に凡そ四十九所、諸道にも往々あり、弟子が相ついで守つた事は史上有名である。行基といひ鑑真といひ帰化の高僧の教化力は強く、ことに行基は民間の尊信をあつめた。不知不識その事は行基的思考、感じ方の浸透を意味するのである。つまり一般文化の水準を帰化人の行基的に引きあげる事なのである。

天平（二十一年）感宝元年四月東大寺行幸後の叙任において、從五位上百済王教福に從三位を授けられた彼が「同四月に陸奥守從三位百済王教福貢黄金九百両」。勝宝二年從三位宮内師となつた。

勝宝六年、遣唐副使大伴宿禰古麻呂帰朝について唐僧鑑真法進等

八人來朝。

八年太上天皇の疾により、和上鑑真、小僧都良弁、華嚴講師慈訓、安覺、大唐僧律師法進、法華寺の律師鎮慶への尊信あつく、殊に六月には太上天皇供御米塩之類、宜下充唐和上鑑真禪師。法榮二人。永令中供養上焉という事となつた。

又天平宝字元年從三位百済王敬福、從四位上高麗朝臣福信等が山作司に、外從五位下大藏忌寸麻呂等を造方相司、と帰化人の任官も多い。

七月に四王及び、小野東人、答本忠節、橘奈良麻呂、大伴古麻呂等の謀叛に際し、一味の答本は帰化人であるが、その追捕に當つた高麗斯王福信、出雲守從三位百済王教福等も帰化人である。

八月の詔勅に「奈良麻呂兵起被履多利ハタドモ乎秦等遠流賜今遣秦等者惡心無而清明心持而仕奉宣」と秦一族にとつてすらも官賊両方に驅使されているのである。

同年太政官奏曰……乙己以来人々立功。各得封賞仁大上中下雖載令条。の功田記文或は其品を落している為、今比較議定せしめた中に、文忌寸彌麻呂、同智悠、調忌子老人、五位上伊吉連博徳、贈正四位下黄文連大伴、小綿下文直成覺、正六位百済人成、從五位下陽胡史真身、贈大綿下坂上直熊毛等々と相当数、即ち全体約1042に上つていのである。

二年三月、内薬司佑兼出雲国員外椽正六位上難波薬師奈良等一一人言。奈良等遠祖徳来。本高麗人。帰百済国。昔泊瀬朝倉朝廷略詔三百济国。訪求才人。爰以徳来一貢進聖朝。徳来五世孫略惠日。小治田朝廷推御世。被遣大唐。学得医术。因号薬

師。遂以為姓。今愚聞子孫。不_レ論一男女二。共蒙_二藥師之姓_一。竊恐_二名與鏑亂_一。伏願。改_二藥師字_一。蒙_二難波連_一。許_レ之。これが、七月に從七位上葛井連惠文、正六位上味淳龍丘。難波連奈良並授外從五位下。六月に太宰陰陽師從六位下余益人。造法華寺判官從六位下養東人等四人賜_二百濟朝臣姓_一。越後目正七位上高麗使主馬養。内侍典侍從五位下高麗使主淨日等五人多可連。散位大屬正六從上狛広足。散位正八位下狛淨成等四人長背連。

六月乙丑。大和国葛上郡人從八位上桑原史年足等男女九十六人。近江国神埼郡人正八位下桑原史人勝等男女一千一百五十五人同言曰。伏奉_二去天平勝宝九歲五月二十六日勅書_一。内大臣_兼太政大臣不比之名不_レ得_レ称者。今年足人勝等先祖後漢苗裔鄧言與并帝利等。

於_二難波高津宮御宇天皇_{仁德}之世_一。転_レ自_二高麗_一。帰_二化聖境_一。本是同祖今分_二数姓_一。望請。依_レ勅一改_二史字_一。因蒙_二同姓_一。於是。桑原史。大友桑原史。大友史。大友部史。桑原史戸。史戸六氏に同じく桑原直姓。船史船直姓を賜わつたのである。次いで、

三年十二月壬寅、外從五位下山田史白金。外從五位下忌部首里麻呂等七十四人賜_二姓_一。山田史広名。忌部首里麻呂。志岐史山守等四百三人賜_二姓_一。造_一。

五年三月庚子、百濟人余民善女等四人賜_二姓_一。百濟公。韓遠智等四人中山連。王国島等五人楊津連。甘良東人等三人清篠連。刀利甲斐麻呂等七人丘上連。戸清道等四人松井連。憶頼子老等四十一人石野連。竹志麻呂等四人坂原連。圭阿内等二人清端連。面得敬等四人春野連。高牛養等八人淨野造。卓果智等二人御池造。延爾豊成等

四人長沼造。伊志麻呂福地造。陽麻呂高代造。烏那龍神水雄造。科野支麻呂等二人清田造。斯藤因足等二人清海造。佐魯牛養等三人小川造。王宝受等四人楊津造。答他伊奈麻呂等五人中野造。調阿氣麻呂等二十人豊田造。高麗人達沙仁德等二人朝日連。上部王虫麻呂豊原連。前部高久信福富連。前部自公等六人郷坂連。後部王安成等二人高里連。後部高呉野大井連。上部王彌夜大理等十人豊原造。前部選理等三人柿井造。上部君足等二人雄坂造。新羅人新良木舍姓麻呂等七人清住造。須布呂比滿麻呂等十三人狩高造。漢人伯德広足等六人雲梯連。伯德諸足等二人雲梯造。

と大量の倭風の氏姓下賜が引きつづき行われているのである。

十一月、從三位百濟王敬福為_二南海道使_一。ところが、彼の配下に副二人、判官四人、録事四人をもち、……紀伊、阿波、讃岐、伊予、土佐、播磨、美作、備前、備中、備後、安芸、周防等十二国。檢_二定一百二十一隻。兵士一万二千五百人。子弟六十二人。水手四千九百二十人を統べた_一。これは当時帰朝文化人で有為の人材として重視されていた政治家吉備朝臣真備が、為_二西海道使_一、副二人、判官四人、録事四人で筑前、筑後、肥後、豊前、豊後、日向、大隅、薩摩等八国、檢定船一百二十一隻、兵士一万二千五百人、子弟六十二人、水手四千九百二十人と全く同列であつて、なかなかの重任についている事を知るのであり、朝廷の信頼の程が察知される次第である。十月、武藏介從五位下高麗朝臣大山を遣唐使となす。正六位上伊吉連益麻呂を副使とし、翌六年十二月帰朝。高麗朝臣大山に正五位下、副使節——に外從五位下を贈る。同年十二月、唐人外從五位下李元環賜_二姓_一。李忌寸_一。

八年、淳仁天皇を廢する際、高野天皇遣二兵部卿和氣王、左兵衛督山村工、外衛大将百濟王教福等一率二兵數百一團二中宮院一……という風に百濟の亡命王族敬福が政争のただ中で非常に活躍しているのである。

天平神護元年、正六位上百濟王利善、百濟王信上、百濟王文鏡に並に従五位下を授く、從六位上百濟王文貞等三人賜レ爵人有レ差、と此の処近年百濟王の一族が頻繁に數多爵位を授与されているのも、百濟王教福等を筆頭とする百濟王族が帰化人中最有力であつたのらしい。ところが、天平神護二年刑部卿從三位百濟王敬福薨。其先者出レ

自二百濟國義慈王。義慈王がその子豊璋、禪広王を舒明朝に遣した。義慈王が唐に亡ぼされ、兄豊璋が逐われて亡命したため禪広王は帰國せず、本邦にすみついた。その第三子である。放縱不レ拘。頗好二酒色一。……家無二余財一。然性了弁。有二政事量一。感神聖武皇帝殊加二寵遇一。……薨時年六十九……。

と、彼が陸奥守たりし時「廬舍那銅像」の冶鑄に塗金が不足していたところ、陸奥国より馱を馳せて小田郡より所出の黄金九百兩を獻じ、從三位を授けられ、(我國黄金從此始出焉。)宮内卿、河出守、常陸守、右大弁、出雲、讚岐、伊予守、刑部卿と歴任したという華やかな生活と、彼の祖国滅亡など先祖の亡命に言及し、政事の量ありと讚える所よりすると、彼が当時第一流の人物であつた事、それ相当に遇せられたことをしるのである。十月、授二從五位下李忌寸元環從五位上。正六位上袁晋卿從六位上。皇甫東朝。皇甫昇女並從五位下。以三舍利會奏二唐樂一也。十二月、大和国人正八位下秦勝古麻呂等四人賜二姓秦忌寸一。

神護景雲二年三月……左京人外從五位下楊胡毗登人麻呂等男女十四人賜二姓楊胡忌寸一。……正八位上秦忌寸弟麻呂……並授二從五位下。

同年四月、授二女孀正六位下百濟王清仁從五位下。……外從五位下内藏忌寸若人為一員外介一。六月庚子内藏頭兼大外記遠江守從四位下高丘禰比良麻呂卒。其祖沙門詠。近江朝歲次癸亥天智二年自二百濟一

歸化。父樂浪河内。正五位下大學頭。神龜元年。改為二高丘連一。比良麻呂少遊二大學一。涉二覽書記一。歷二任大外記一。授二外從五位下。宝字八年。以レ告二仲滿變一授二從四位下。景雲元年賜二姓宿禰一。ここでも歸化人が政争に躍つているのをしる。同三年撰津の秦人らに秦ノ井手忌寸、秦忌寸を賜うた。宝龜元年三月には、葛井。船。津文。武生。藏の六氏の男女二百三十人が歌垣をつかえまつた。其服装は凡て青摺細布衣をつけ、紅の長紐を垂れた。男女相並んで行を分つて徐ろに進行して歌い舞つたと言ひ。するとこの歌垣の性格、様式が問題になつてくるのである。

四月、正六位上船連淨足。東人。虫麻呂三人。族中長老。率二奉歌垣一。並授二外從五位下。以二東人一、為二撰津大進一。七月己丑又、今良。大目東人子秋麻呂等六十八人に檜前。若椽部。津守部。真髮部。石上部。文部。桑原部。置始部。宇治部。大宅部。丸部。秦部。林部。穗積部。調使部。伊福部。采女部。額田部。上村主の湯坐部。壬生部という姓を賜わつていたのである。

三年四月、正四位下近衛員外中将兼安芸守勳二等坂上大忌寸苅田麻呂等言。以二檜前忌寸一。任二大和高市郡司一。元由者先祖阿智使臣。輕島豊明宮馭宇天皇神御也。率二十七県人夫一歸化。詔賜二高市郡檜前村二而居焉。凡高市郡内者。檜前忌寸及十七県人夫滿レ地而居。他姓者十而一二焉。是以天平元年十一月十五日。從五位上民

忌寸袁志比等申其所由。天平三年。以內藏少屬從八位上藏垣忌寸家麻呂一任少領。天平十一年。家麻呂轉大領。以從八位下蚊屋忌寸子虫一任少領。神護元年。以外正七位上文山口忌寸公麻呂一任大領。今此人等被任郡司。不必伝子孫。而三腹通任。四世于今。奉勅宜下莫勘譜第一。聽上^{ニスルコト}任郡司。

當時大和高市郡を歸化人が占居していた。事実、就中、応神朝以來、檜前忌寸と十七県の人々が繁殖していた。しかも自分達歸化人官僚によつて治めていた事をしりうるのである。

五年十月散位從四位下國中連公麻呂卒。本是百濟國人也。其祖父德率國骨福。近江朝庭歲次癸亥^{天智二年}屬本蕃喪亂一歸化。天平年中。聖武皇帝發弘願。造廬舍那銅像。其長五丈。當時鑄工無敢加手者。公麻呂頗有巧思。竟成其功。以勞遂授四位。官至造東大寺次官兼但馬員外介。宝字二年。以居大和國葛下郡國中村。故に地名に因つて氏を國中とした。

八年正月左京人從七位上田辺史広本等五十四人賜姓上毛野公。三月百濟筆候補師正六位上難金信に外從五位下を授く。外從五位下志我閉造東人に連の姓を賜わつた。

九年十二月、支蕃頭從五位上袁晋卿に清村宿禰を賜る。晋卿は唐人である。天平七年隨我朝使歸朝。時年十八九。學得文選爾雅音。為^ニ大學音博士。後に大学の頭、兼安房守となつた人材である。

十年三月、從三位高麗朝臣福信に姓高倉朝臣を賜わつた。
十一年三月、授命婦正五位上百濟王明信從四位下。

五月甲戌。左京人從六位下莫位百足等一十四人。右京人大初位下莫位真土麻呂一十六人。並賜姓清津造。左京人從六位下斯虜行麻呂賜姓清海造。右京人從七位下燕乙麻呂等一十六人並賜姓御山造。正八位上韓男成等二人賜姓広海道。武藏國新羅郡人沙良真能等二人賜姓広岡造。攝津國豊島郡人韓人、稻村等一十八人賜姓豊津造。と、倭風の氏姓が頻繁に歸化人に対して下賜されているのを見るのである。十二月甲午。唐人從五位下沈惟岳賜姓清海宿禰。編附左京。同月、陸奥鎮守副將軍從五位上百濟工俊哲等言。己等為賊被圍。兵疲矢尽。而祈^ニ桃生白河等^ノ神十社。乃得^レ潰^レ圍。自^レ非^ニ神力。何存^ニ軍士。請預^ニ弊社。許^レ之。歸化人の將軍が東國の神社を信仰し國幣社に昇格の運動をしたのである。

天応元年三月、授采女從六位上牟義都公真依。正七位上安那公御室從五位下。百濟王麻呂を右大舍人助に、百濟王仁貞を近衛員外の少將に、坂上大忌寸刈田麻呂に正四位上、正四位下百濟王利善に正五位上、吉田連古麻呂に從五位下を賜つた。四月、皇太夫人從三位高野朝臣に正三位を加えた。九月授無位百濟王清刀自從五位下。この後、無位藤原明子（歿した）も從五位下を授けられている。百濟王明信には從四位上を授けられた。歸化人後宮を本邦の代表的貴族出身の後宮並に扱つていられるのである。百濟王俊哲に正五位上勲四等、内藏忌寸金成に正五位上勲五等を授く。

天應二年（延暦元年）十一月、式部史生正八位下倭漢忌寸木津吉人等八人言。吉人等是阿智使主之後也。是以蒙賜忌寸之姓。可

注倭漢木津忌寸一。而誤記倭漢忌寸木津一。姓家繁多。唱導不穩。望請。除倭漢二家一。為木津忌寸一。許之。十二月、近江坂田郡人少初位上比瑠臣麻呂等。改本姓一。賜淨原臣一。

二年正月、授女孀無位和史家吉外從五位下一。

十月、天皇交野に幸し、国郡司及び行宮附近の高年者、隨從の者に賞を賜わつた際、施三百濟寺近江播磨二国正税各五千束一。授正五位上百濟王利善從四位下。從五位上百濟王武鏡正五位下。從五位下百濟王元德。百濟王玄鏡並從五位上、從四位上百濟王明信正四位下、正四位上百濟王真実從五位下を授けている。十一月に明信は更に正四位上を授かる。この様に百濟王族が著しく優遇されているのである。これには理由があるのである。

三年二月、女孀五位百濟王真德從五位下を賜わる。唐人正六位上孟惠芝。正六位上張道光等。賜三姓嵩山忌寸一。正六位下吾稅兒賜永國忌寸一。九月、授命婦外正五位下刑部直家名從五位下一。

四年正月、百濟王明俊正八位上。六月、右衛士督從三位兼下總守坂上大忌寸苅田麻呂上表言。臣等本是後漢靈帝之曾孫阿智王之後也。漢祚遷魏。阿智王因神牛教出所帶方一。爰建國邑育其人庶一後召父兄一告曰。吾聞東國有聖主一。即携女弟迂興德及七姓氏一。歸化來朝、是即菅田天皇仁。阿智王奏請して旧居帶方にある人民男女皆才芸あり。近來高麗百濟間不穩、願わくば使を遣して追召之一(勅遣臣入腹氏を派遣)といつて、許されて來朝、すみつき、今に及んでいる。今在諸國一漢人亦この後である。…改三忌寸一。改蒙賜宿禰姓一。坂上、内藏、平田、大藏、文、

調、文部、谷、民、佐太、山口等忌寸の十六人に姓宿禰を下賜された。この坂上大忌寸苅田麻呂も五年正月に薨じたが、惠美仲麻呂の乱に大功があり、後陸奥鎮守將軍となり、弓馬をよくし、天皇に「寵過優厚」されたという。坂上大宿禰田村麻呂はその子である。五年十月、交野行幸の折帝は大納言藤原繼繩の邸にのぞんだ。主人は率三百濟王等三種之樂一した。授從五位上百濟王玄鏡。…正五位下。正六位上百濟王元真、善貞、忠信。並五位下。…無位百濟王明本從五位下。と、ここでも君側に百濟人が侍し、叙位がしきりである。この主人藤原繼繩の妻は帝の「寵渥」した尙侍百濟王明信であつた。

七年、唐人馬清朝賜二姓新長忌寸一。八年、散位從三位高倉朝臣福信薨。福信武藏國高麗郡人也。本姓背奈。其祖福得屬唐將李勣一。拔三平壤城一。來三歸國家一。居武藏一焉。福信即福德之孫也。唐人も高位に昇りえたものがあるのをしる。

延曆八年十二月乙未。皇太后崩。上謚曰天高知日之子姬尊一。壬子葬永大枝山陵一。皇太后姓和氏。諱新笠。贈正一位乙繼之女也。母贈正一位大枝朝臣真妹。后先出。自百濟武寧王之子純施太子一。皇后容德淑茂。夙著三聲譽一。天宗高紹天皇龍潛之日。媪而納焉。生三今上。早良親王。能登内親王一。宝龜中。改姓為高野朝臣一。今上即位。尊為三太夫人一。九年追尊上尊号一。曰三皇太后一。其百濟遠祖都慕王者。河伯之女感三日精一而所生。皇太后即其後也。因以奉謚焉。即ち、歸化人が后妃(追贈の皇太后)となり

帝を生む事となつた。帰化人はいく所まで行きついたのである。

九年七月辛巳。左中弁正五位上兼木工頭百濟王仁貞。治部少輔從五位下百濟王元信。中衛少將從五位下百濟王忠信。凶書頭從五位上兼東宮學士左兵衛佐伊予守津連真道等上レ表言。真道等本系出自百濟國貴須王。貴須王者百濟始興第十六世王也。夫百濟太祖都慕大王者。日神降レ靈。奄二夫余二而開國。天帝授レ錄。惣二諸韓一而稱レ王。降及二近背古王一。遙慕二聖化一。始聘二貴國一。是則神功皇后攝政之年也。其後……心神天皇。命二上毛野氏遠祖荒田別一。使二於百濟一搜二聘有識者一。國主貴須王恭奉二使旨一。挾二採宗族一。遣二其孫辰孫王一名智一隨レ使入朝。天里嘉焉。特加二寵命一。以為二皇太子之師一矣。於レ是。始伝二書籍一。大闡二儒風一。文教之興。誠在二於此一。……仁德天皇。以二辰孫王長子太阿郎王一為二近侍一。太阿郎王子亥陽君。亥陽君子午定君。午定君生二三男一。長子味沙仲子辰爾。季子麻呂。從レ此而別。始為二三姓一。各因レ所レ職。以命レ氏焉。葛井。船。津連等即是也。逮二于他田朝御宇敏達天皇御世一。高麗國遣レ使上二烏羽之表一。群臣諸司莫二之能誦一。而辰爾進取二其表一。能誦巧写。詳奏二表文一。天皇嘉二其篤學一。深加二賞歎一。詔曰。勤乎懿哉。汝若不レ愛レ學。誰能解レ誦。……宜二從レ今始近二侍殿中一。既而又詔二東西諸史一曰。汝等雖レ衆。不レ及二辰爾一。……真道等先祖。委二質聖朝一。年代深遠。家伝二文雅之業一。於二族掌一。西齊之職。真道等生逢二昌運一。預レ沐二天恩一。伏望。改二換連姓一。蒙賜二朝臣一。於是。勅レ因レ居賜二姓菅野朝臣一。

十年正月癸酉。春宮亮從正五位下葛井連道依。主税大屬從六位下船連今道等言。葛井、船、津連等。本出一祖。別為三氏。而今津連

等幸隅二昌運一。先賜二朝臣一。而道依今道等猶滯二連姓一……詔許レ之。道依等八人賜二姓宿禰一。今道等八人因レ居賜二宮原宿禰一。

即ち九年十年と相前後して、百濟國貴須王を祖とする三系（午定君の三子、味沙、辰爾、麻呂の子孫）が、葛井、船、津の連を稱していたが再度氏姓を乞うて菅原朝臣、宮原宿禰と言う、いかにも本邦人らしい氏姓を下賜されたのである。

夏四月、左大史正六位上文忌寸最弟。播磨少目正八位上武生連真象等言。文忌寸等元有二家。東文稱レ直。西文号レ首。相比行レ事。其來遠焉。今東文拳レ家既登二宿禰一。西文漏レ恩猶沈二忌寸一。……有レ勅責二其本系一。最弟等言。漢高帝之後曰レ鸞。鸞之後王狗軫至二百濟一。百濟久素王時。聖朝遣レ使徵召二文人一。久素王即以二狗孫王仁一貢焉。是文。武生等之祖也。於是最弟及真象等八人賜姓宿禰。これは、百濟系帰化人三系流（葛井、船、津連）が津連一人菅原朝臣に昇格したのを不満とし、他の二氏が運動して宮原朝臣となつたのと全く同じ事情で、漢高帝の子孫を名乗る東西文忌寸が、東文が宿禰に昇つたのをみて西文が運動をし宿禰となつた事例である。同年百濟王難波姫が川原ノ女王、吳國ノ女王らと共に從五位下を授けられてゐる。後宮としての叙任と思われるのである。

十五年十一月、從五位上百濟王孝法、百濟王惠信、錦部連真奴……等位田。宜二准レ男給一之。

右三人は帰化人の三女子であつて、その彼女達が後宮に納れられたものである。

十六年正月、能登國羽昨。能登。二郡没官田井野七十七町賜二尙侍從三位百濟王明信一、翌年正三位にと、明信が甚だ優遇されて

いるのである。又、從四位下百済王玄鏡に從四位上を、正六位百済王聰哲、從五位上、錦部連春人、民忌寸広成、山口忌寸諸上、林宿禰沙婆、に從五位下を外從五位下百済王勝を安房守に、從五位下百済王聰哲を出羽守に、長岡京地一町賜從四位下菅野朝臣真道^一等々近時目立つて歸化人の叙任が多い。

十八年十二月も亦歸化人が氏姓の改変を申し出て『悉聽許之』しているのである。しかも地方在住大多數の歸化人である事に注意したいと思う。甲斐国企禰若重。久信隴長等一百九十人言。己等元是百済人也天平勝宝九歳四月四日の勅『其高麗百済、新羅人情願姓、悉聽許之』に依つて改姓を申し出、石川、広石野を賜わり、信濃国人外從六位下封妻真老。後部黒足。前部黒麻呂。前部佐根人。下部奈豆麻呂。前部秋足。小県郡人无位上部豊人。下部文代。高麗家継。高麗繼楯。前部貞麻呂。上部色布知等^{シゴフチ}も亦。己等先高麗人也。去天平勝宝九歳四月四日勅。によつて氏姓を改変し、賜真老等姓須々岐。黒足等姓豊岡。黒麻呂姓村上。秋足等姓篠井。豊人等姓玉川。文代等姓清岡。家継等姓御井。貞麻呂姓朝治。色布知姓玉井。らんと乞うた。

廿三年正月、刑部卿陸奥出羽守按察使從三位坂上大宿禰田村麻呂が征夷大將軍となつた。

四月、中納言從三位和朝臣家麻呂薨。贈從二位大納言^一。家麻呂。贈正一位高野朝臣弟嗣之孫也。其先百済国人也。為^レ人木訥。無^二才学^一。以^二帝外戚^一。特被^二擢進^一。蕃人入^二相府^一。自^レ此始焉。可^レ謂^二人位有^レ余。天爵不^レ足。其雖^レ居^二貴職^一。逢^二故人^一者。不^レ嫌^二其賤^一。握手相語。見者感焉。時年七十一。

蕃人であつて相府に入る者はこれより起る、帝の外戚の故を以て擢進させられた、という両事は重大である。つまり百済歸化人(家麻呂の兄)高野乙繼の女、高野御笠が光仁帝の後宮に入り、前述の如く、皇太子、親王、内親王を生み、これが即位して桓武帝となつたわけで、皇室に明瞭に百済歸化人の血が流れこんで来たのである。光仁、桓武以来殊に後宮に歸化人系が多くなつた。就中、百済人系が今迄詳細にみてきた如く、叙任がしばしばであり、男女共に政界、後宮に勢をもつてきているわけはここに存するのである。

廿三年七月、紀朝臣内子、川上朝臣真奴從五位上、百済王惠信に正五位上を无位坂上大宿禰春子に從五位上を授く。これも亦歸化人にして後宮に入つたものである。

天皇諱山部。天宗高紹天皇^光仁之長子也、母曰高野大皇太后^(新)。……不^レ好^二文華^一。と天皇崩ずるに際して後記は記している。

大同三年六月、散位從三位藤原朝臣乙叡薨じたが、彼は右大臣從一位豊成之孫。右大臣贈從一位繼繩之子也。母尚侍百済王明信被^二帝寵渥^一。乙叡以^二父母之故^一頻歴^二顯要^一。至^二中納言^一。姓頑驕好^二妾馬^一。云々。と明信が帝に寵渥せられた事、それが子に及んだ事を記す筆は辛辣である。

この時正五位下百済王聰哲為^二刑部大輔^一。越後守如^レ故。鎮守府將軍從五位下百済王教俊為^二兼陸奥介^一。從五位下坂上大宿禰大野為^二權介^一。從五位上坂上大宿禰石津麻呂為^二右馬頭^一。百済系の任官式つづく。

弘仁六年正月、正五位下大原真人淨子從四位下。外從五位下凡直古刀自從五位下らとともに從八位下の百済宿禰四千子が從五位下に

叙せられている。後宮に入った百済人の叙位である。

二月庚申、百済王等奉獻。五位已上并六位已下及百済王等賜祿有差。承和年中も无位百済王永琳が従五位下に百済王慶苑、百済王元仁元仁是婦人也が従五位下に叙せられるのはじめ、高麗人子孫が常澄宿禰、高岑宿禰を、百済人が春沢史を賜わる等、叙位、改姓の事例が多いのである。

八年従四位下百済王慶仲卒の条で続後紀は「慶仲者。百済氏中適用之人也。雖非大器。有二吏幹声。……諸大夫中以壯健一称。嘗自東国入都。路到渡頭争船処。有二傑黠人。率党而来。馭逐諸人。不許俱渡。諸人畏之。不敢抗論。慶仲一揚鞭打之。額皮剝垂而覆面。惑而仆伏。其党亦退。諸人大悦。棹舟競渡。という逸話をのせている。田村曆につづく壮健の人である。ここで百済氏中適用の人という批判は、当時百済系帰化人が天皇がそれとの混血児であつたために後宮政界に優遇された。百済人のその任にあらずして高祿を食むものが多かつた中で、諸人に尊敬された慶仲を稀なる任相応の人材と貞観十一年（八六九）の撰者の鑑識が批判したものであろう。

十四年十月。二品有智子内親王薨。内親王者。先太上天皇敏達幸姫王氏所誕育也。頗涉史漢。兼善属文。元為加茂齋院。弘仁十四年春二月。天皇幸齋院花宴。傳下文人上賦春日山庄詩。各探韻。公主探得塘光行蒼。即瀝筆曰。寂々幽庄山樹裏。仙輿一降一池塘。栖林孤島識春沢。隱澗寒花見日光。泉声近報初雷響。山色高晴暮雨行。従此知恩顧渥。坐涯何以答穹蒼。天皇歎之。授三品。

于時年十七。是日。天皇書懷。賜公主曰。忝以三文章。著二邦家。莫下將二榮榮。一員中煙霞上。即今永抱幽貞意。無事終須遣三歲華。尋賜下召二文人。一料封百戶上。天長十年叙三品。性貞潔。居于嵯峨西庄。薨時春秋四十一。

即ち、かの文人で著名な有智子内親王も亦、続日本後紀に依るかぎり嵯峨帝と王氏との混血児である。

その十二月、従五位上百済王慶世が齋院の長官となつた。嘉祥二年正月、外従五位下秦忌寸福代、榎井鳴公、良岑朝臣清風、正六位上番良朝臣豊持、百済宿禰康保、太秦公正六位上内藏朝臣高守らが従五位下になり、正六位上志志公吉野外従五位下。无位坂上大宿禰定子が田口朝臣美濃子らと共に従五位下（後宮）……菅野朝臣繼門が参河守一となつてゐる。

同月丁丑、尙侍従三位百済王慶命薨。有勅。実に従一位を贈られてゐるのである。

十一月の正四位下笠朝臣繼子従三位。正五位下秋篠朝臣京子従四位下、従五位上大原真人全子正五位下に比較してその優遇ぶりが並外れたものである事をするのである。

三年、太宰帥三品葛井親王薨。親王。桓武天皇第十二子也。母大納言贈正二位坂上大宿禰田村麻呂之女。従四位下春子也。親王幼而機警謝礼を觀。天皇戲語親王。当執弓矢。時年十二。応詔而起。再發再中であつたため、時外祖父田村麻呂亦侍坐。驚動喜躍不能自己。即起座。抱親王而舞。進曰。臣嘗將數十萬之衆。征討東夷。所向無敵。自料勇略。兵術多所不究。今親王年在韶胤。武伎如此。愚臣非所能及。天皇大笑曰。

將軍襲^二楊外孫^一。何是過多。親王耽^二愛声乐^一。殊翫^二竹管^一。晚年好^レ酒。志在謙樂。略日連夜。淵醉忘^レ疲親王有^二子廿余人^一。即ち、桓武、嵯峨朝^一八・九世紀の朝野に声望の高かつた帰化人坂上田村麻呂の愛孫を父にもつ子女廿余人が九世紀日本の社会に皇族として、上流貴族階級の間に入り子孫を生み拈がつていたのである。

仁寿元年九月甲戌。散事從四位下百濟王貴命卒。貴命。從四位下陸奥鎮守將軍兼下野守俊哲之女也。貴命姿質妹麗。閑^二於女工^一。嵯峨天皇御宇之時引為^二女御^一。即正^二品式部卿大宰卿忠良親王之母也。弘仁十年正月叙^二從五位上^一。十月十一日叙^二從四位下^一。女御となり親王を生み奉つてゐる。

仁寿二年十二月、外從五位下 大学助教西漢人宗人賜^二姓滋養宿禰^一。

三年正月、百濟王永善、南淵朝臣年名、坂上大宿禰貞守、山口忌寸西成等の叙位、百濟王安宗が安芸守に任ぜられた。八月、散位從五位下百濟河成卒。河成。本姓余^{アケリ}。後改^二百濟^一。長^二於武猛^一能引^二強弓^一。以^レ善^二圖画^一。屢被^二召見^一。卒年七十二。画人としての逸話がのせられ「今之言画者。咸取則。」と九世紀においていかに尊敬されていたかが窺われる記述である。後の河成伝説の源がある。齊衡元年。散位百濟王教福卒。十月、伊豆前守百濟宿禰康保が部下百姓数人を殺し遠流の刑。天安元年、從六位上^二百濟王貞琳^一和朝臣字子、秋篠朝臣春子、林朝臣氏子等に從五位下を、賀陽朝臣姑子等に外從五位下が下賜されるといふ風に九世紀も末に及ぶにつれ帰化人系の叙位昇任もままみうけられるが、著しく減少して来るのである。殊に藤氏の勃興により帰化人系の後宮入りは殆ど断絶し

てしまうのである。

(II)

以上、紀、統紀、後記、統後記、文徳実録を基盤として、帰化人の第一の階層、第二の階層、更に後宮關係を第三の階層と名ずけるならば、第一、二、三の階層につき検討してきたのであるが、更に、新撰姓氏録、尊卑分脈、日本靈異記により考察をするとしよう。先ず、姓氏録は、その序によれば、「勝宝季中。時有^二恩旨^一聽^二許諸蕃^一任^レ願賜^レ之。遂使^二下前姓後姓文字斯同。蕃俗和俗氏族相疑。万方庶民。陳^二高貴之枝葉^一。三韓蕃寶。称^二日本之神胤^一。或迷^二失^レ已祖^一過入^二他氏^一、或巧入^二他氏^一以為^二己祖^一、新古煩乱不^レ易^二艾夷^一。彼此謬錯不^レ可^二勝數^一」とのべている如く、撰世等が「歴探」した古記、「博觀」した旧史によるも、当時弘仁六者(八一五)ですらすでに「文駿辭躋、音訓組雜、会^二一稟一還作^一楯矛^二」という状態であつたから、今日となつては一層判別しがたのであるが、一応、姓氏を正そうとした姓氏録を基盤として考えると、姓氏録では、帰化人は所謂蕃別の中に一括され、未定雑姓の一部に含まれている。ところが、仔細にみると、皇別の中にも、母系に帰化人をもつ混血児があるのである。

左京皇別 源朝臣……妹源朝臣善姬年二(腹百濟氏)

右京皇別 真野臣 難波宿禰男大矢田宿禰從^三息長足姫尊征^二伐

新羅^一、凱旋之日、便^二留^一為^二鎮守將軍^一、于^レ時娶^二彼國國王猶楊之

女^一、生^二二女^一。二女兄佐久命、次武義命、佐久命九世孫和珥部臣鳥、

務大肆忍勝等。居二住近江国志賀郡真野村。庚寅年負二真野臣姓一也。(生二二男二女一。歟。しばらく新校群書類従本に従う)

即ち実は古い母系に新羅王猶楊の女をもつ帰化人系である。

さて、継体天皇の皇子厚皇子、円娘皇女は母苒媛(和珥臣河内女)、である。菟道稚郎子、矢田皇女、雌鳥皇女の母宮主宅媛は和珥臣祖日触使主女である。

左京皇別 良岑朝臣(僧正遍照父)

從四位下良岑朝臣安世。是皇統彌照天皇益桓御宇也。從七位下百

濟宿禰之繼。為二女孀二而供奉所レ生也。延暦廿一年十二月廿七日特賜二姓良岑朝臣一。貫二於右京一。

つまり、母系は、百濟系帰化人の女孀たりし者である。六歌仙の一人僧正遍照は帰化人との混血児を父としていたのである。

山城皇別 曰佐

紀朝臣同祖。武内宿禰之後也。欽明天皇御世率二同族四人国民卅五人帰化一。天皇イナ於二(以)其遠来一。勅(称)珍メツラノ勲臣為二卅九人之訳一。時人号曰二訳氏一。男諸石臣。次麻奈臣。是近江国野洲郡日佐イハ。山代国相楽郡山「村」日佐イハ。大和国海上郡(山村)日佐等祖也。

これもどこからやつてきて帰化したものか分らぬが、母系が、外人らしい。

河内国皇別 止美連

尋来津公同祖、豊城入彦命之後也。四世孫荒田別命男、田道公

被レ遣二百濟国一。娶二止美邑トミムラノ呉女一。生二男持君一。三世孫熊次新羅等。欽明天皇御世参来。新羅男吉雄依レ居賜二姓止美連一也。日本紀漏。

これも、母系は百濟国止美邑の呉女であるから実は混血の系統である。

以上の、源、良岑、曰佐、止美の三氏は、何れも姓氏録においては左京皇別、山城皇別、河内皇別と皇別に編貫されているが、仔細にみる時、母系が、源、良岑は百濟系、曰佐は欽明紀二年七月によれば、百濟の使臣紀臣奈率彌麻沙ミマサ為二奈率一者也。未レ詳二其父一。他皆效レ此也。対日外交で活躍している。二十三年には又本朝から大將軍紀男麻呂宿禰を派遣して对新羅戦に勝を取つた、云々の記事がある。この紀一族であろう。止美連も田道公が百濟で娶つた止美邑の呉女の子孫、つまり、何れも父は皇統であるところの百濟系母系帰化人の子孫とみななければならないのである。そして彼等は何れも臣下である。臣下の帰化人系は前述の如く蕃別の部に、左京諸蕃において、漢人系は大秦公宿禰をはじめとし三九氏、百濟人系は和朝臣を筆頭に三十氏、新羅系は一氏、任那系三氏、右京諸蕃では漢人四四氏、百濟人四四氏、高麗人九氏、新羅人三氏、山城国で漢人九氏、百濟人七氏、高麗人五氏、新羅人一氏、任那人一氏、大和国諸蕃で漢人十一氏、百濟人六氏、高麗人六氏、新羅人一氏、任那人二氏、攝津諸蕃では漢人十四氏、百濟人九氏、高麗人三氏、新羅人一氏、任那人三氏、河内国では、漢人三六氏、百濟人十五氏、高麗人三氏、新羅人一氏、和泉国では、漢人十一氏、百濟人七氏、新羅人一氏、未定雑姓中、百濟人十六氏、新羅人七氏、高麗人四氏、呉人三氏、漢人五氏、総計漢人系一六九氏、百濟人系一三四氏、高麗人系三十氏、新羅人系十六氏、任那人系九氏という多氏多様の氏族が帰化している事をするのである。

さて、系図（別表参照の事）をよすがとして皇統における帰化人の血統を探してみると、帰化人の後宮入りは応神朝百済の新齊都媛及七人の婦人を嚆矢とするがその子孫は不明である。帰化人の血は明瞭には桓武天皇においてはじめて皇室に流入してきたのである。

彼は更に坂上春子、百済教仁、酒人内親王、百済貞香、百済永継という帰化人系婦人を五人もの多く後宮に納れて、葛井、太田、朝原、春日、高津、駿河、善原の諸親王、内親王及び良岑安世という八人の帰化人系血液のこゆい子供を生んでいるのである。高野御笠を母とする為に桓武天皇は所謂母系帰化人の子孫であるが、しかも彼は同母妹、酒人内親王を納れているのである。従つて酒人内親王を母とし、桓武を父とする朝原内親王においては同一帰化人の血液が濃くなるという異常な結果となるのである。藤原氏出身の母后腹に生れたが、父桓武系帰化人の血をもつ嵯峨天皇も又皇胤詔運録によれば、五十人の子女を生んだが、就中、百済貴命、百済氏(a)、百済慶命、百済氏(b)、内藏氏、五人の帰化人系後宮を納れて、基良、忠良、基子、源定、源鎮、源善姓、源神姫、源容姫、源吾姫、の帰化人系血液の濃い親王、内親王を生んでいるのである。後宮及び親王の少い平城帝すら、殊に同父妹朝原内親王（母酒人内親王は母系帰化人系）を入れ、又帰化人葛井宿禰道依の女を入れて阿保親王を生んだ。その子に著名な在原行平業平があるのである。

桓武、嵯峨両朝において帰化人系後宮が急増した事は、桓武の出生が帰化人の血統にあるところに帰因し、それが更に又帰化人（第一、第二、第三の階層）を優遇するにいたる事情をはらんでいたと思われるのである。しかも又、彼等が朝廷における実質的な文筆の官

に携わっていた事、その渡来以来である。懷風藻にみる釈弁正、荊助仁、刀利康嗣、刀利宣令、吉智首、伊吉連古麻呂、背奈史行文、調忌寸古麻呂、調忌寸老人、田辺史百枝、山田史三方、黄文連備、百濟公和麻呂、吉田連宣、麻田陽春、民黒人、葛井連広成という1765の比率の帰化人系作家の活躍等、他方、政治、学問、外交において、帰化人に劣っていた本邦人が次第に勢力をもち出し、留学生、留学僧にも本邦人がわりこむ為に対抗的に勉強した結果、政治家、外交官の職場をとりかえしてきた事実を考えてみる時、それにより一層漢文に習熟者が多くなつてきて、これ亦作詩熱を煽つたのである。帰化人の血統につながる桓武、平城、嵯峨、淳和帝が帰化人を前述の如く甚しく優遇し、彼等の得意とする漢文芸の表現を尙びよるこぶ気風が八・九世紀の諸帝の心中に牢固としてぬくべからざるものとなつていたが為に、漢文極盛期を、更にはその結実なる漢詩集——凌雲集、文華秀麗集、経国集——を将来するに至つた、と見るわけなのである。更にこれを助長するのは、源姓を下賜された帰化人系皇族及び夙に帰化人と姻戚関係をもつた蘇我氏、ついで藤原氏の本流（冬嗣・基経）の血統（別表参照）にも亦帰化人のそれが混入して来、かかる上流帰化人系階層と、更には前述諸国に定住し繁殖している帰化人及びそれとの混血本邦人——（第二の階層）——である。つまり天皇家に倣つて臣下にもその風があつた。この帰化人の血がどういう風に独自の性格として文芸上に現われているか、先ず漢詩に、ついで和歌において、を別の機会に又考えたいと思う。

(皇胤紹運録)

○印 帰化人系

平城天皇 母 皇太后 藤原乙牟漏、贈太政大臣良繼女

阿保親王 三品彈正尹贈一品 母香長・藤姫

嵯峨天皇 同 仁明天皇

高岳親王 繼道女 道依女

淳和天皇 贈太政大臣從一位 藤原旅子 百川女

万多親王 母夫人藤原小屎、駕取女

葛井親王 〔三品、母坂上春子、大納言田村丸女〕 棟良王 四位、中務大師 女子〔橋直願〕

仲野親王 母藤原百子 大繼女

太田親王 〔無品。母百濟教仁〕

朝原内親王 〔齊宮二品、平城納レ之元寵。母酒人内親王〕

春日内親王 〔天長九十二死母同葛井〕

高津内親王 〔嵯峨天皇納レ之為妃、授三品。未レ幾廢レ之。母坂上全子、從三位荊田丸女〕

駿河内親王 〔弘仁十一六十三薨、母百濟貞香教徳女〕

善原内親王 〔貞総五七女一薨母同〕

頭左少將左中弁正四下歌人寛平二正十九入滅75 宗貞 素性 歌人 由性

良峯安世 〔正三位大納言右大将母女孀百濟永繼〕

木連 〔陸奥守〕 歌人

最直 〔從四位下左中弁〕

衆樹

從四位上延喜廿九十四卒55

○桓武天皇

母皇 太后高野御笠 正一位乙繼女

早良親王

母同

○酒人内親王

齊宮二名桓武納レ之 母同二桓武一

仁明天皇 母皇向嘉智子 内舍人贈太政大臣 橋清友女 文德天皇

○ 基良親王〔无品。母女御百濟貴命〕

○ 忠良親王〔二品式部卿。容貌美麗。貞觀十八二十廿一薨五十八時人惜之。母同〕

○ 秀子内親王〔母大原氏〕

○ 俊子内親王〔母同〕

○ 基子内親王〔母同基良〕

○ 源定〔大納言。正三位左大将。号三四条。嘉祥三出家。母百濟氏(a)〕

○ 源鎮〔出家。白雲禪師源氏系凶安記為百濟慶命所生〕

嗟峨—

○ 源生〔三木從三位右衛門督 母大原金子〕

○ 源融〔左大臣從一位号河原大臣 母正四下大原金子〕

○ 源勤〔三木從三位左兵衛督 母同〕

○ 源勝〔從四上法名由蓮。号三竹田禪師 母大原氏〕

○ 源善姬〔母百濟氏(b)〕

○ 源神姬〔母内藏氏〕

○ 源盈姬〔從四位上 母同融〕

○ 源容姬〔母内藏氏〕

○ 源吾姬〔母同容姬〕

? 源蜜姬〔母山田氏〕

○文德天皇
母 太皇太后藤原順子 冬嗣公女

源本有 正四位下治部卿
母 滋野氏 摂津貞碓女

嵯峨帝

忠良親王の女

源定有 正四位下大藏卿
母 菅(菅カ)野氏

百濟貴命

兼平

源載有 (同二本有)
源滋子 (母 滋野氏)

基経

母長良女高子
陽成天皇

光孝天皇
母 (藤原沢子 贈太政大臣 総継女)

貞観八年六月十六日
無品薨 ◎

本康親王 (貞主女。從四位上滋野純子)
高子内親王 (斎宮。母百濟氏)

鳥養 | 小足麻呂 | 葛野麻呂 (母從四位下大秦公嶋鷹女)

無職從三位

真夏 母 (從七位上百濟永継女)

藤原不比等 | 房前

真楯 | 内膳

冬嗣 太政大臣
母 同真夏

理能
長能
女子
女子

福当麻呂
母 (坂上莉田丸女)

良方 母 (從四位上百濟仁貞女)

良房

明子

基経

高経

弘経

基経

国経

惟岳

倫寧

女子

女子

太政大臣繼繩女

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

(尊卑分派)

一九五九年七月稿
— 本学教授 —